

# 新潟市国道・県道道路台帳補正共通作業特記仕様書

平成 20 年 12 月 24 日制定

## 第1章 総則

---

### (目的)

第1条 本仕様書は、新潟市（以下「甲」という。）が発注する新潟市国道・県道道路台帳補正作業（以下「本作業」という。）の実施に当たり必要な事項を定める。

### (準拠する法令等)

第2条 本作業は、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等の規定に準拠し行うものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (2) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (3) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (4) 新潟市公共測量作業規程
- (5) その他関係法令，規則等

### (貸与資料)

第3条 甲は本作業に必要な次の資料を請負者（以下「乙」という。）に貸与するものとし、乙は作業完了後、速やかに甲に返却するものとする。

なお、(6)は甲乙協議の上、必要に応じ貸与するものとし、その手続きは別途甲が指示する。

- (1) 新潟市国県道道路網図
- (2) 新潟市市道道路網図
- (3) 道路現況平面図 DMデータ
- (4) 道路台帳要素（国県道・市道） DWGデータ
- (5) 道路台帳調書
- (6) 航空写真撮影成果（新潟市資産税課成果 最新のもの）

### (図面の構成)

第4条 新潟市道路現況図および道路台帳附図の仕様は以下の通りとする。

#### (1) 図面縮尺

地図情報レベル1,000を基本とし、新潟市が管理する道路区域および関連する施設（防護さく、防災施設、防雪施設など）以外は地図情報レベル2,500の取得基準、位置精度とする。

#### (2) 図郭及び測地系

準拠する測地系：測地成果2011に基づく平面直角座標系 第8系

図郭サイズ：縦600m×横800m

#### (3) 図面の構成

道路現況平面図（DMデータ）および同名の道路台帳要素（DWGデータ）を重ねて表示することで道路台帳附図とする。

## 第2章 作業内容

---

### (作業内容)

第5条 本作業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 打合せ協議
- (2) 道路台帳補正箇所の特定
- (3) 道路現況平面図作成
- (4) 道路台帳現況調査
- (5) 道路台帳要素データ作成
- (6) 電算入力票作成

### (作業の概要)

第6条 前条に規定する作業の概要は次のとおりとする。なお、作業内容の詳細は第4章に定める。

#### (1) 打合せ協議

本作業を適正かつ円滑に実施するため、当初及び成果品納入時に甲と面談により作業方針等を確認する。

#### (2) 道路台帳補正箇所の特定

道路台帳加除修正箇所個票及び補正前の道路台帳図面（道路現況平面図及び道路台帳附図をいう。以下同じ。）により、現地において補正が必要な範囲を特定する。

#### (3) 道路現況平面図作成

道路現況平面図は、新潟市が管理する国道、県道の道路現況を測量、図化し作成する。

補正内容は、現況の変化に応じて次のとおり区分する。

##### ア 新規作成

道路新設（バイパス含む。）等、既存の道路台帳図面に表示のない国道、県道を新たに表示するものをいう。

##### イ 道路構造の変更

道路改良、歩道新設等、道路部幅員の変更を伴う道路現況の変化があった箇所について、既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

##### ウ 道路附属物の変更Ⅰ

側溝改良、側溝蓋がけ等、道路路肩部の構造物により道路の一部に変化があった箇所について、既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

##### エ 道路附属物の変更Ⅱ

防護柵設置等、道路部幅員の変更を伴わない道路現況の変化があった箇所について、既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

##### オ 経年変化

道路現況に変化はないが、道路周辺の地物、地形等に変化があった箇所について、既存の道路台帳図面の表示を部分的に補正するものをいう。

また、地名、名称等の変更に伴う注記の補正もこれに含める。

(4) 道路台帳現況調査

道路台帳附図及び電算入力票の作成に必要な幅員、延長等の数値を取得するため現地において調査を行う。

(5) 道路台帳要素データ作成

道路台帳要素データは、補正を行った道路現況平面図に、道路台帳現況調査で得られた数値等所定の事項を追加表示し作成する。

本作業において、市道の台帳要素データは原則修正しない。市道の調書集計に影響を与えない要素データの作図位置についてのみ、乙の責任において修正できるものとする。

(8) 電算入力票作成

電算入力票は、別に定める電子様式に、道路台帳現況調査で得られた数値等所定の事項をデータ入力し作成する。

### 第3章 納入成果品

---

#### (納入成果品)

第7条 成果品は次のとおりとし、甲の指定する場所に納入するものとする。

- (1) 道路現況平面図 DMデータ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (2) 道路台帳要素 (国県道・市道) DWGデータ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (3) 電算入力票 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)
- (4) 第8条第2項(2)で定める事前確認に用いた図面一式
- (5) 第9条で定める事前確認終了書の写し

#### (成果品の手前確認)

第8条 成果品は納入前に甲の手前確認を受けることとし、不具合等が判明した場合は直ちに訂正するものとする。

2 手前確認は、次に定める図書を作成し、甲に依頼するものとする。

- (1) 手前確認依頼書 (別記様式1)
- (2) 道路台帳平面図 および 道路台帳要素データ
- (3) 補正位置および特殊面積区間 DWGデータ
  - ・ 補正した範囲を明示するため赤色の四角で囲み、その左上に道路台帳加除修正箇所一覧表に記載の整理番号を記入したもの。
  - ・ 特殊面積区間の面積算出に使用した図形データ。
- (4) 電算入力票 (紙 (A3横) に印刷したもの)

3 事前確認は、加除修正箇所総数を2分した箇所数を1回分として2回に分けて行うこととし、履行期限の60日前までに1回目分を、30日前までに2回目分を、甲に依頼するものとする。ただし、道路台帳補正箇所の特等において、数量を増加する変更契約があった場合は、別途甲と協議の上、決定するものとする。

**(事前確認終了書)**

第9条 乙は、甲が事前確認後に交付する事前確認終了書(別記様式2)の写しを成果品納入時に提出するものとする。

(別記様式1)

( 区 国道・県道第 回)

## 事前確認依頼書

令和 年 月 日

新潟市長 あて

(請負者) 印

(担当者)

(連絡先)

新潟市国道・県道道路台帳補正作業の成果品について、下記図書を添えて事前確認を依頼します。

### 記

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 補正前の道路台帳附図の写し | 部 |
| 2 | 補正後の道路台帳附図の写し | 部 |
| 3 | 電算入力票         | 部 |

(別記様式2)

( 区 国道・県道第 回)

## 事前確認終了書

令和 年 月 日

(請負者) 様

新潟市長

令和 年 月 日付けで依頼のあった新潟市国道・県道道路台帳補正作業の成果品の事前確認が終了したので、通知します。

## 第4章 図面の補正

---

(用語の定義)

第10条 本書において使用する主な用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 道路とは、道路法による道路をいう。
- (2) 橋梁とは、河川、湖沼、海峡、運河などの水面を越えるため、あるいは水のない谷、凹地又は建築物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し、架設される道路構造物で橋長2m以上のものをいう。また、土被りが1m未満の溝橋（カルバート）は橋梁として取り扱うが、1m以上のものは暗渠とすること。

なお、橋長は、橋台間のパラペット前面の距離とする。

また、橋台とは、橋梁の両端にあつて取付け道路と橋梁を接続し、上部構造からの荷重及び背面土圧を受ける構造物をいう。

- (3) トンネルとは、山腹、台地、地下、水底等自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行に供し得る内空断面を有する道路構造物をいう。

なお、地下横断歩道、ボックスカルバート、ロックシェッド、スノーシェッド及びルーバ型坑門及び突出型坑門等はトンネルに含めないこと。

- (4) 立体横断施設とは、歩行者及び自転車利用者等の道路又は鉄道（新設軌道を含む。以下同じ。）横断の安全を確保するため当該道路の車道部と立体的に分離された横断歩道（自歩道）橋、地下横断歩道（自歩道）をいう。

- (5) 踏切道とは、道路と鉄道とが平面で交差している部分をいう。

なお、鉄道とは、鉄道事業法による鉄道（特殊鉄道を除く普通鉄道、専用鉄道に限る。）及び軌道法による新設軌道をいう。

ア 踏切道の範囲は次によること。

(ア) 遮断機がない場合は、最外側軌条の内側から軌道に対し直角に（以下同じ。）各々2.5mの範囲

(イ) 遮断機がある場合は、その外側から各々0.5mの範囲

(ウ) 除雪列車運転区間の場合は、(ア)及び(イ)にかかわらず最外側軌条の内側から各々3.5mの範囲とするが、その外に遮断機のある場合は(イ)によること。

イ 踏切道の種別は次によること。

(ア) 第一種 踏切警手を配置するか、又は自動踏切遮断機を設置しているもの

(イ) 第二種 一定時間を限り踏切警手を配置しているもの

(ウ) 第三種 踏切警報機を設置しているもの

(エ) 第四種 上記以外のもの

- (6) 重用区間とは、複数の道路の路線が同一路面を重用する区間をいい（交差点を含む。）、この場合、道路現況に関する情報は、上位路線に属する。

上位路線＞下位路線の順は次のとおり。

(上位) 一般国道指定区間>一般国道指定区間外>県道 (主要地方道) >県道 (一般県道) >一級市道>二級市道>その他市道 (下位)

なお、同一種別の路線の路面が重なる場合にあっては、路線番号の若い路線を上位路線として取り扱う。

(7) 未供用区間とは、道路法第 18 条第 1 項の規定による区域決定の告示がなされているのみであり、同条第 2 項の供用開始の告示がなされていない区間をいう。

なお、新道における未供用部分は、未供用区間として取り扱わない。

(8) 自動車交通不能区間とは、車道幅員 3.5m 未満の区間のうち、幅員、曲線半径、勾配その他の道路状況により、最大積載量 4 t の貨物自動車が通行できない区間をいう。

なお、車両制限等一時的に通行が禁止され、又は制限されているもの及び災害その他により現在交通不能であっても 1 年以内に復旧完成の見込みのあるものは、交通不能区間としないこと。

(9) 道路部とは、道路敷から法敷を控除した部分をいい、次の部分により構成される。

ア 車道とは、専ら車両の運行に供することを目的とする道路の部分でいい、原則として一定の幅員とする。ただし、未改良道路等構造幅員が明確でない場合は、一般道路部にあつては車道部幅員から路肩として  $0.5\text{m} \times 2 = 1.0\text{m}$  を控除したものを、トンネル、橋梁部にあつては同  $0.25\text{m} \times 2 = 0.5\text{m}$  を控除したものを車道幅員とすることができる。

イ 歩道とは、縁石、防護柵、その他これに類する工作物により車道と分離され、幅員 0.75m 以上で専ら歩行者及び自転車の通行の用に供される部分をいう。標識等により歩道及び自転車歩行者道の区分が明らかでない場合にあっては、原則として、幅員 (植樹施設の幅員を控除した後のもの) 2.0m 以上を自転車歩行者道 (自歩道)、それ以外を歩道として取り扱うこと。

なお、道路施設現況に関する情報上、交差点の前後に歩道が設置されている場合は、交差点にも歩道が設置されているものとして処理することとなるので、特に留意すること。

また、歩道内に設置されている植樹施設についても道路施設現況に関する情報 (施設の種類及び延長) の処理が必要となるので留意すること。

ウ 中央帯とは、車道を往復の方向に分離し、又は側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分で、一般には分離帯と側帯から構成されるものであること。

なお、交差点部において設置されている工作物としての導流帯 (マーキングによる道路表示は除く。) は中央帯として取り扱うこととなるので特に留意すること。

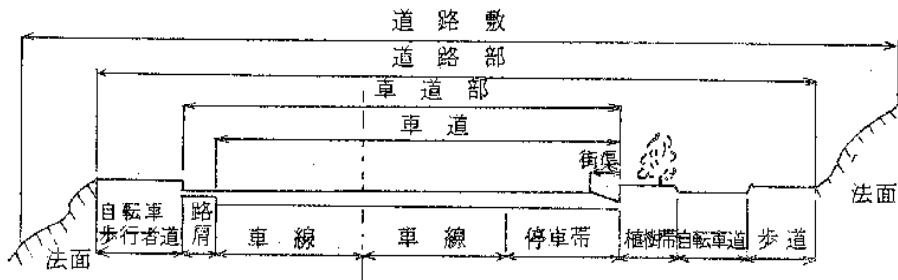
エ 路肩とは、道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分でいい、側溝については有蓋であつて、強度、構造が路肩の効用を兼ねているものについては、路肩として取り扱うこと。また、L 型側溝 (停車帯を設けている街渠を除く。) につ

いては、路肩幅員に含めること。

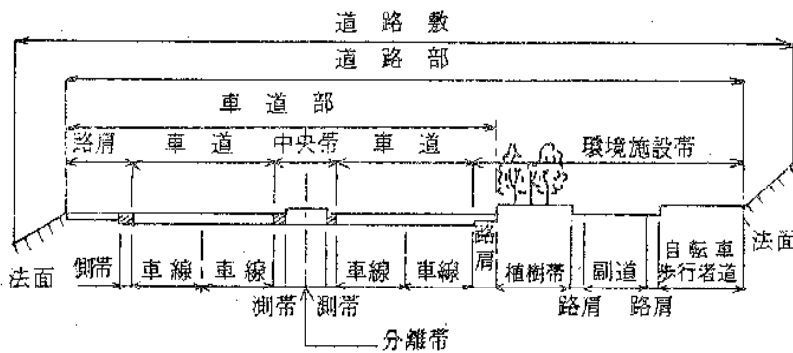
なお、一般道路部で  $0.5\text{m} \times 2 = 1.0\text{m}$  以上、トンネル、橋梁部で  $0.25\text{m} \times 2 = 0.5\text{m}$  以上とするので特に留意すること。

(参考図) 道路構成別内訳 (横断面の構成要素とその組合せ)

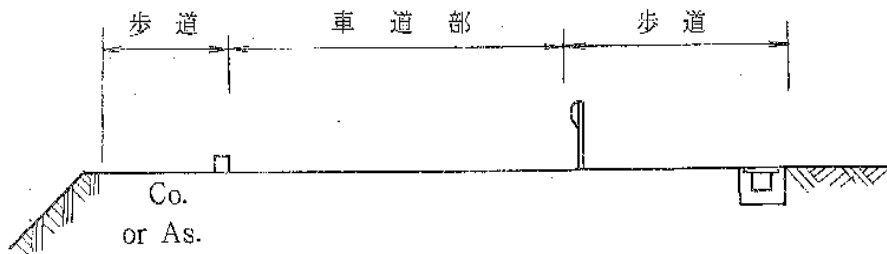
#### 2車線の場合



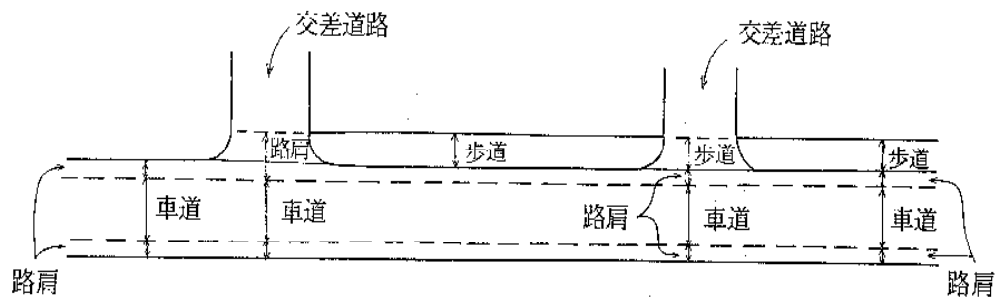
#### 4車線の場合



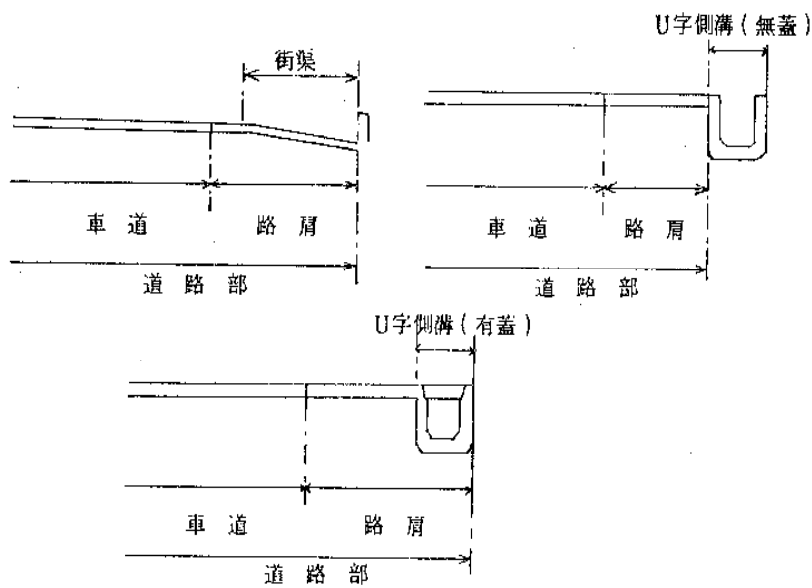
(歩道の幅員)



(歩道のとらえ方)



(路肩のとり方)



(測量の実施)

第11条 平面測量は、平板測量又は空中写真測量により行い、その範囲は道路の中心から片側 25mずつとし、25mの範囲外に道路の附属物（防雪柵、消雪パイプの井戸等）が存在する場合にあっては、当該附属物を含む適切な範囲とすること。ただし、消雪パイプの井戸等が道路から離れている場合は、略図（延長を記入したもの）により井戸の位置を表示することができる。なお、第12条(2)の規定により道路台帳附図での表示が必要となる幅員についても実測を行うこと。

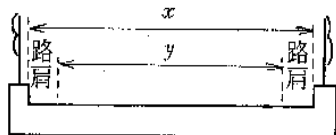
(道路現況平面図)

第12条 道路現況平面図には、次に掲げる事項を記載すること。

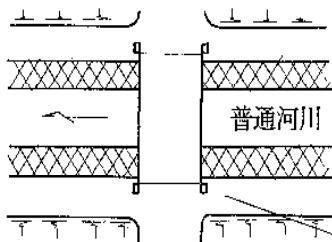
- (1) 付近の地形（建造物、等高線等。なお、公共的な施設についてはその名称を記載すること。）
- (2) 市町村（新潟市を除く。）又は行政区（「新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例」に定める区をいう。以下同じ。）の名称及び境界並びに大字の名称（ただし、橋梁、トンネル、踏切道の付近及び市街地で住居表示がなされている場所にあつては、境界も明示すること。）
- (3) 区役所管理区域界（一葉の図面の中央部に位置するよう調整のこと。）
- (4) 歩道、中央分離帯及び植樹施設並びに側溝、擁壁、横断暗渠等の道路構造物
- (5) 河川、湖沼、水路の名称及びその流向
- (6) 交差又は連結する直轄国道の名称
- (7) 主要な道路の附属物
  - ア 道路上の柵及び駒止め
  - イ 道路管理者が設置した道路標識、街灯及び他の車両又は歩行者を確認するための鏡
  - ウ 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械器具又は材料の常置場
  - エ 道路に接する自動車駐車場又は自転車駐車場で道路管理者が設置したもの
  - オ 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設
- (8) 主要な地上占用物件（電柱、電話柱、マンホール、標識及び信号機等）

(参考図)

橋梁の表示等

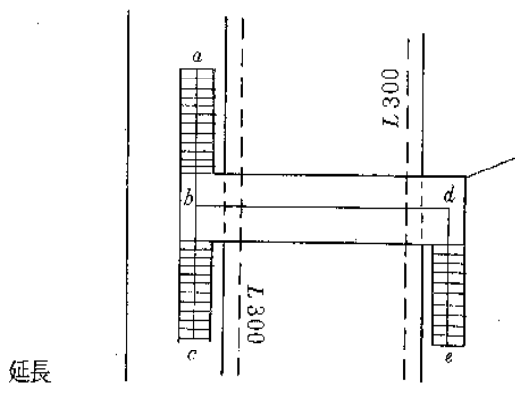


$$W = x \text{ m } ( y \text{ m } )$$



無名橋(K)  $L=10\text{m}$ 、 $W=7.0(6.0)\text{m}$

立体横断施設の表示等



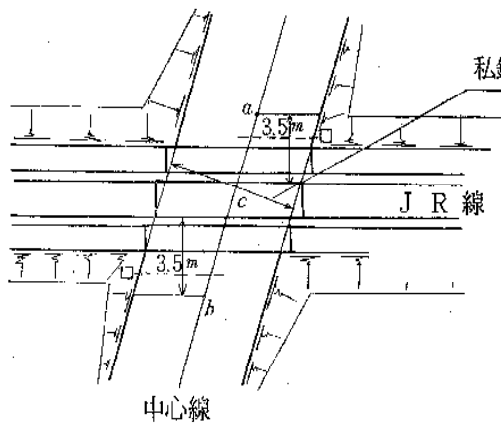
横断歩道橋  $L=20\text{m}$ 、 $W=3.0\text{m}$

\*路肩はとらずに全幅員とすること。

延長

$$ab + bc + bd + de$$

踏切道の表示等



私鉄踏切(1種)  $L=15\text{m}$ 、 $W=7.0(6.0)\text{m}$

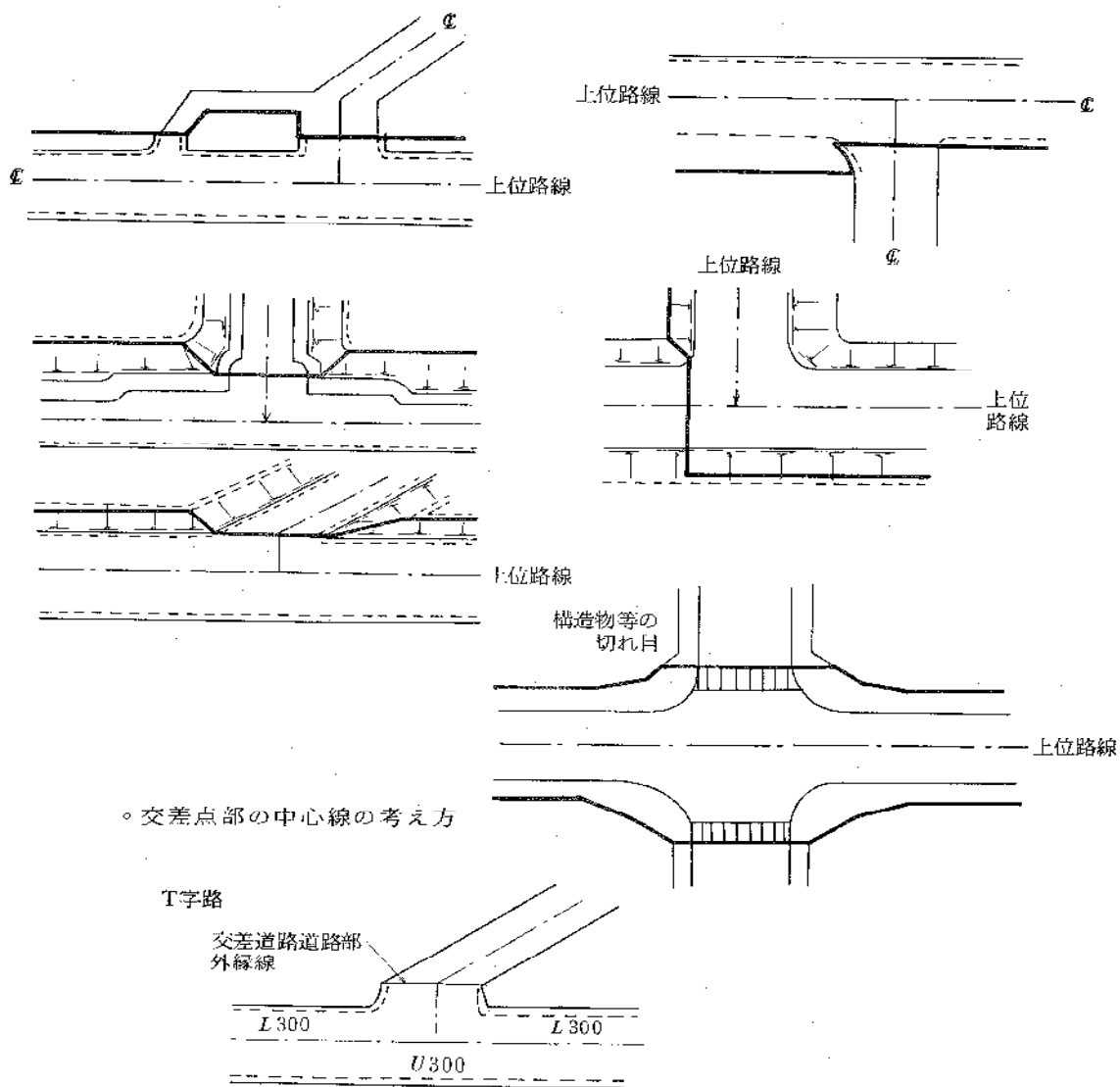
\*  $L$ は  $a b$

$W$ は  $c$

\*\*

□---は遮断器

交差する道路との区域境界の考え方



(道路台帳附図)

第13条 道路台帳附図の作成は、次によること。

(1) 道路台帳附図には、次の各号に掲げる事項を記載すること。

- ア 路線の起点及び終点
- イ 道路中心線（車道中心線とし、中央帯（導流帯を除く）がある場合はその中心、暫定2車線の場合は将来道路の中心）
- ウ 規格改良済区間と未改良区間の境
- エ 供用区間と未供用区間の境
- オ 自動車交通可能区間と自動車交通不能区間の境
- カ 踏切道の境
- キ 曲線区間（半径30m以上を除く。）の起終点及び半径の表示
- ク 縦断勾配8%以上の区間の起終点及び勾配の表示
- ケ 側溝の種別（流雪溝を含む。）及び規格（内寸とすること。）
- コ 附属物の内容（融雪井戸の場合は融雪施設番号、照明の場合は管球の種別を含む。）
- サ 照明及び防災施設の設置されているトンネルについては、その設置位置及び種類
- シ 橋梁及びトンネルの図示並びにこれらの名称、延長（橋梁の場合にあっては、橋長とし、形式ごとに表示すること。）、幅員及び形式（別記により記号で記載する。）
- ス 立体横断施設の図示並びにこれらの名称、延長及び幅員
- セ 踏切道の図示並びにこれらの名称、延長及び幅員
- ソ 路面が異なる部分の境とその種類
- タ 交差又は連結する幹線市町村道以上の道路又は車道幅員が4m以上の道路の名称（地元で定着している通称がある場合はそれによること。）及び区域境界（道路部のみでの表示で足りるものとし、甲の指示によること。）ただし、乙が管理する道路は除く。
- チ 道路台帳調書の図面界および図面番号（電算処理用路線番号（4ケタ）－図面番号）

(2) 次の各号に掲げる箇所（当該区域界等と道路中心線とが交差する点又は交差しない場合にあっては当該区域界から道路中心線におろした垂線の足とし、以下「変化点」という。また、変化点と変化点にはさまれた間を「区間」という。）では、道路中心線の両方向に垂線を引き、その右側（路線の終点側）に車道部、車道、歩道、中央帯別の幅員を表示すること。（車道幅員は、車道部幅員の横に（ ）書きとすること。）

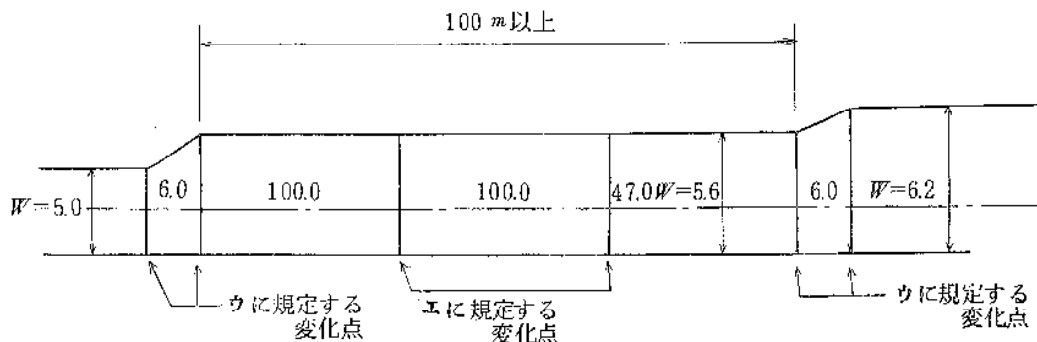
なお、当該変化点が複断面となる場合にあっては、垂線の両側に各々の幅員を表示すること。

ア 第12条(2)、(3)に掲げる箇所

イ (1)ア及びウからク及びコ、タ、チ（タにあっては乙の管理する道路も含めた両道

- 路の道路中心線の交点)
- ウ 道路部内の構造（車道，歩道，中央帯の別）が変化する地点若しくはそれらの幅員が各々50cm以上変化する箇所（特殊面積区間は除く。）
  - エ 道路部内の各構造を通じた幅員が同一である区間が100m以上連続する場合にあっては，各100mごとの地点（ただし，同幅員の橋梁，トンネルにおいてはこの限りではない。）
  - オ 道路構造の変化する地点（橋梁（複合橋の場合にあっては形式の変化する点を含む），トンネル，スノーシェッド，ロックシェッド，高速道路又は鉄道横断ボックス及び地下横断施設等）
  - カ 道路上空を横断する橋梁（道路又は鉄道の高架橋及び横断歩道等）の中心
  - キ 防雪，防災施設の起終点（有効延長による。）

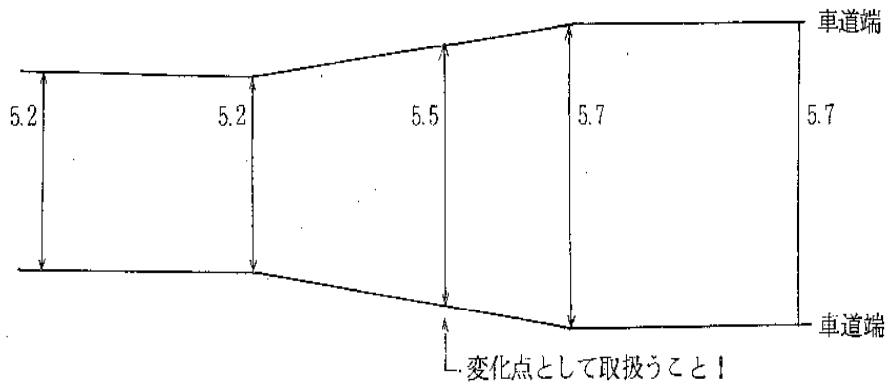
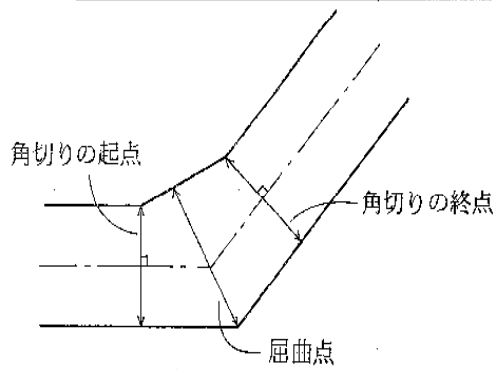
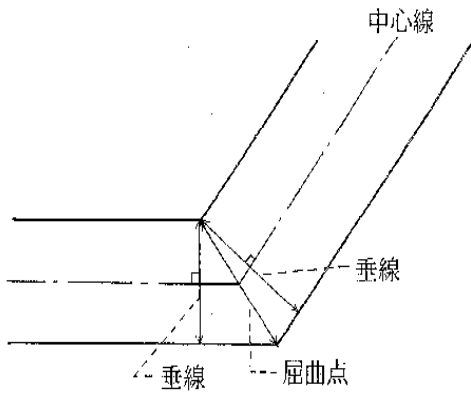
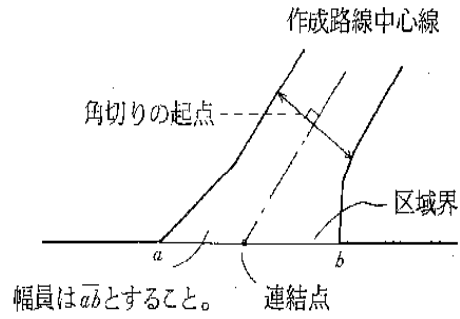
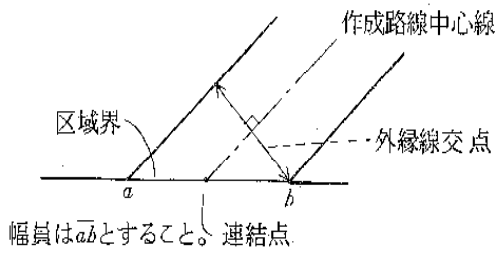
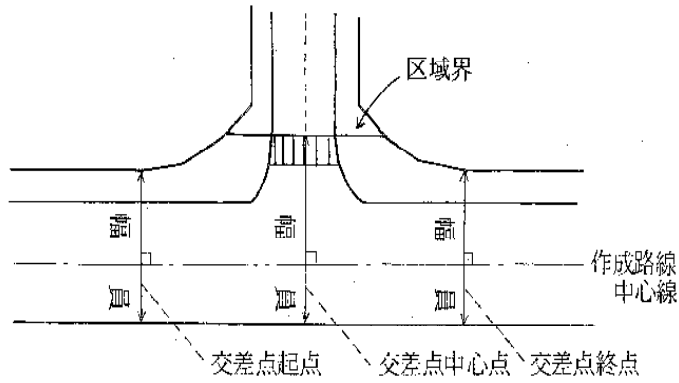
(参考図)



(3) 次の各号に掲げる箇所にあつては，(2)の規定にかかわらず，変化点として取り扱うこと。

- ア 道路の連結点では，当該道路部の外縁線と連結する道路部の外縁線との交点（鋭角側）から道路中心線におろした垂線の足（角切りが設けてある場合にあってはその起点）及び連結点
- イ 道路の屈曲部では，道路部外縁部の屈曲点（内側）から道路中心線におろした垂線の足（角切りが設けてある場合はその起終点）及び屈曲点
- ウ 前項各号及び前各号に規定する変化点には含まれる区間内に，当該区間が未改良区間である場合にあっては車道幅員が3.5m及び5.5m，改良済区間である場合にあっては同5.5m，9.0m，13.0m及び19.5mの地点

(参考図)



(4) (2), (3)に規定する変化点には含まれる区間では、次の各号で定めるところにより必要となる延長を表示すること。

ア 道路中心線の延長（当該変化点の中間点の道路中心線上）

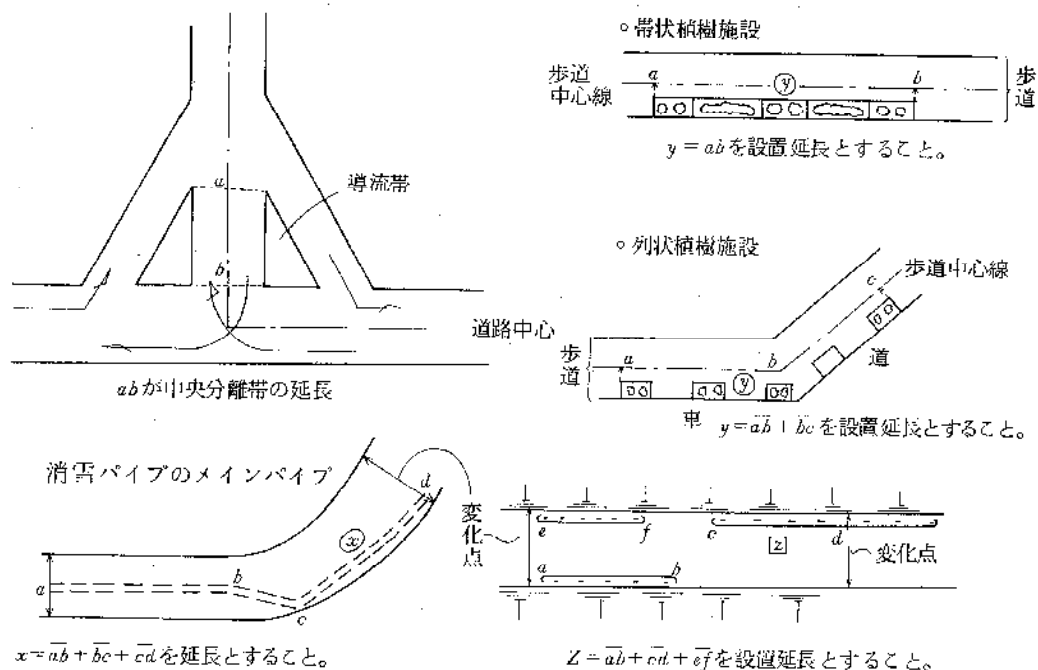
イ 中央帯、歩道及び自歩道設置延長（中央帯にあつては道路中心線に対応する延長を計測し、歩道及び自歩道にあつては当該部分の中心線延長を左右別に計測し、当該施設の中間点に（ ）書きすること。ただし、道路中心線延長と同一の場合にあつては省略することができる。）

ウ 歩道及び自歩道内に設置されている植樹施設の延長（歩道中心線に対する延長とし、当該施設の図面表示上の適当な位置に円形で囲んだ数値により表示すること。）

エ 流雪溝及び消雪パイプ等防雪施設の延長（消雪パイプにあつてはそれに係るメインパイプの延長、また、雪崩防止柵にあつてはその基数を当該施設の図面表示上の適当な位置に菱形で囲んだ数値により表示すること。）

オ 防護柵の延長（当該施設の図面表示上の適当な位置に四角形で囲んだ数値により表示すること）

(参考図)



(特殊面積区間)

第14条 区間の面積を特殊面積区間として算出するものについては、次に定めるところによる。特殊面積区間はCAD図形により面積を求めることとし、算出に使用した図形は事前確認に提出することとする。

(1) 次に掲げる箇所では、当該区間の面積を道路部及び道路部の構造ごと（車道部、歩道、中央帯の別）に算出すること。

ア 第13条(1)キに規定する曲線区間の起終点にはさまれた区間

イ 角切りのある交差点の起終点の中心点にはさまれた各々の区間

ウ 第13条(3)アに規定する連結点の外縁線交差点又は角切りの起点及び連結点にはさまれた区間

エ 第13条(3)イに規定する屈曲部の垂線の足又は角切りの起終点と屈曲点にはさまれた各々の区間

オ 複心曲線の起終点にはさまれた区間

カ その他、甲が、当該区間を形成する変化点の平均幅員と変化点間の延長の積をもって当該区間の面積とすることが適当でないと認めて指示する区間

(2) (1)に規定する区間内に第14条(3)ウの変化点が含まれる場合にあつては、当該変化点を境に当該区間を分割し、(1)に規定するところにより面積を求めること。

(地形図図式)

第15条 図式、線及び文字は別添の「新潟市道路台帳数値地形図データ取得分類基準表」（以下、「取得基準表」）および「新潟市道路台帳要素図式表」（以下、「図式表」）による。

別記

1 橋梁の形式表示

使用材料 構造形式	鋼橋	R C 橋	P C 橋	石橋	木橋
床版橋		K	P B	M B	W B
桁橋					
I 桁	S G I	K I	P B I		
I 桁 (合成)	S G I <sub>2</sub>				
H 桁	S G H				
H 桁 (合成)	S G H <sub>2</sub>				
箱桁	S B	K B	P B B		
箱桁 (合成)	S B <sub>2</sub>				
T 桁		K T	P B T		
トラス橋	S T				W T
アーチ橋					
アーチ	S A	K A		M A	
ランガー	S L				
ローゼ	S L O				
ラーメン橋	S R	K R	P R		
斜張橋					
I 桁	C S I				
箱桁	C S B				
トラス	C S T				
吊橋					S U W
I 桁	S U I				
箱桁	S U B				
トラス	S U T				

## 2 トンネルの表示形式

トンネルの壁面区分		
内装 なし	素掘	G
	吹付	F C
	覆工	C O
内装 あり	ブロック張	B
	パネル張	P
	タイル張	T
	その他	E

## 第5章 電算入力票作成

---

(電算入力票の種類等)

第16条 電算入力票の種類及び作成方法は、次に定めるところによる。

(1) 路線調書(様式-A)

- ア 路線ごとに作成する。
- イ 路線の新規認定、廃止、変更(再編等)時に更新する。
- ウ 甲が一括作成する。

(2) 路線起終点調書(様式-B)

- ア 路線の起点から終点までの図面番号をすべて入力する。
- イ バイパス完成時、起終点の延伸短縮以外は更新しない。

(3) 道路施設現況調書(様式-C)

- ア 図面、行政区単位で作成する。
- イ 道路台帳附図における1区間ごとの現況を数値化するものである。
- ウ 加除修正による更新の場合は、更新される区間のみを作成する。

(4) 橋梁調書(様式-D)

- ア 路線単位で作成する。
- イ 橋長2m以上のすべての橋梁について作成する。
- ウ 橋梁調書上、次の場合はそれぞれを1橋として取り扱う。
  - (ア) 上部構造の変化するものは、構造ごとに作成する。
  - (イ) 1箇所において上下線、歩道等に分離しているものは分離ごとに作成する。
  - (ウ) 2図面以上にまたがる中小橋、長大橋は1橋として取り扱う。

(エ) 1橋内において行政区が変化する橋梁は、橋梁が管理区役所界に架かる場合は橋梁を管理する側の区役所、その他の場合は橋長の長い方の区役所、橋長が等しい場合には起点側の区役所にその橋梁が属するものとする。他の行政区に存在する橋長を他地域橋長として取り扱う。

(5) トンネル調書（様式－E）

ア 路線単位で作成する。

イ トンネル調書上、次の場合はそれぞれを1トンネルとして取り扱う。

(ア) 壁面区分が1トンネル内で変化する場合は壁面区分ごとに作成する。

(イ) 1箇所において上下線等分類しているものは、分類ごとに作成する。

ウ 2図面以上にまたがる長大トンネルは、1トンネルとして取り扱う。

エ 1トンネル内で行政区が変化する場合は、橋梁と同様に取り扱う。

(6) 踏切道調書（様式－F）

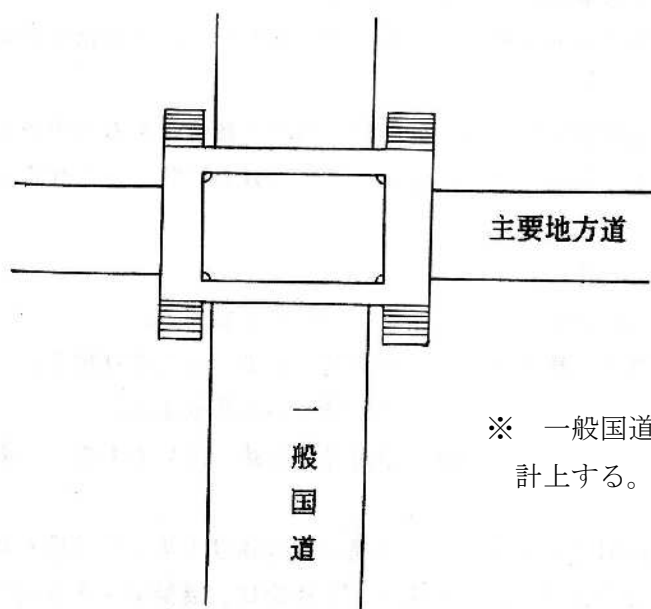
ア 路線単位で作成する。

(7) 立体横断施設調書（様式－G）

ア 路線単位で作成する。

イ 歩道橋、地下横断歩道について作成する。

ウ 交差点で次図のように結合しているものは、上級道路側で扱い、道路種別が同一の場合には、路線コードの若い番号に計上する。



※ 一般国道に1箇所として計上する。

(8) 重用調書（様式－H）

- ア 路線単位で作成する。
- イ すべての重用箇所について作成する。

(9) 抹消調書（様式－I）

- ア 路線単位で作成する。
- イ 加除修正のデータ更新及び廃止の場合に，入力済データを抹消する時に作成する。

（共通事項）

第17条 電算入力票の記入に当たっての共通事項は，次に定めるところによる。

(1) 路線

ア 道路種別

次のコード表により入力する。

コード	道路種別	コード	道路種別
1	一般国道	5	市町村道
2	主要地方道	6	高速自動車国道
3	一般県道	9	その他
4	自転車道		

イ 路線番号

(ア) 国道及び県道の場合

- a 下3桁には路線番号を入力する。
- b 上1桁には下記表により入力する。

	現道	旧道・新道
一般国道 主要地方道	0	9
一般県道	1	9

(イ) 市町村道・その他

路線番号は入力しない。

(ウ) 高速自動車国道

下記コード表により入力する。

	コード
関越自動車国道	2021
北陸自動車国道	3021
磐越自動車国道	4021
日本海沿岸東北自動車国道	5021

(2) 管理区及び区コード

下記コード表により入力する。

管理区コード

管理区名	コード	管理区名	コード	管理区名	コード
北	01	東	02	中央	03
江南	04	秋葉	05	南	06
西	07	西蒲	08		

市区町村コード

市・区名コード		市町村名コード	
新潟市	100	長岡市	202
北 区	101	三条市	204
東 区	102	新発田市	206
中央区	103	五泉市	207
江南区	104	加茂市	209
秋葉区	105	燕市	213
南 区	106	阿賀野市	223
西 区	107	佐渡市	224
西蒲区	108	弥彦村	342
		田上町	361

(3) 大字コード

ア 別紙大字コード表により入力する。

イ 大字コードは次の場合必ず入力する。

(ア) 橋梁，トンネル，踏切及び立体横断施設の箇所

(イ) 曲線半径 30m未満，縦断勾配 8%以上の箇所

(ウ) 大字の変化する個所（路線の起点には必ず入力する。）

（路線調書）

第 18 条 電算入力票のうち路線調書の記入は，次に定めるところによる。

(1) 1 路線について 1 葉とする。

(2) 方向コード

方向とは，路線再編時において新路線の旧路線に対する起終点の方向を下記コード表により入力する。

方向コード「2」とは，路線起終点調書の図面の順序を逆転しさらにその区間順序番号及び道路施設現況調書の幅員の左右を逆転する。

コード	方向
1	方向が同じ
2	方向が異なる

(3) ナンバリングコード

方向コードが「2」となる場合に区間順序番号を付け直す（台帳附図を再トレースした場合）かどうかのコードであり，下記コード表により入力する。

路線再編の数年後に図面を再トレース（修正）した場合には「新」の道路種別，路線番号及びナンバリングコードの入力のみでよい。

コード	内容
1	区間順序番号を付け直さない
2	区間順序番号を付け直す

(4) 年号

下記コード表により入力する。

コード	年号
M	明治

T	大正
S	昭和
H	平成
R	令和

(5) 供用開始の区間及び年月日の更新区分, 更新項目

供用開始の区間及び年月日をどのような方法で何項目目を更新するか入力する。  
項目欄には更新する項目番号を数字で入力する。

コード	更新方法
1	新規入力
2	修正
3	削除

(6) 更新方法

- ア 新規採択路線の場合には、路線番号の「新」のみ入力し「旧」には入力しない。
- イ 路線名称修正時には、路線番号の「新」「旧」及び方向コード、ナンバリングコードを入力する。
- ウ 路線抹消時には、路線番号の「旧」のみ入力し、他には入力しない。
- エ 路線の新規採択・抹消時には、路線起終点入力調書（様式-B）においても図面番号の入力・抹消を行わなければならない。
- オ 路線の延伸及び短縮の場合には、路線番号の「新」「旧」両方に入力し、供用開始の区間及び年月日を更新する。
- カ 供用開始の区間及び年月日の項目は最大全角 80 文字とする。

(路線起終点調書)

第 19 条 電算入力票のうち路線起終点調書の記入は、次に定めるところによる。

(1) 更新区分

下記コード表により入力する。

コード	更新区分
-----	------

1	新規入力
2	修正
3	起点短縮
4	終点短縮
5	起点延伸
6	終点延伸

(2) 修正位置

修正位置に入力した図面番号はすべて抹消される。

(3) 路線起終点入力調書枚数

延長が長い路線で図面が多く調書が2枚以上になる場合は、調書の全枚数と当該調書のナンバーを入力する。

(4) 旧路線名

次の場合にのみ入力する。

ア バイパス等の完成により、現道から旧道に降格する場合（新道から現道に昇格する場合）

イ 路線の再編により他の国道又は県道を編入する場合

(5) 現道、旧道、新道区分

ア 現道とは、旧道・新道以外の道路をいう。

イ 旧道とは、バイパス等の建設に伴い建設前の現道が他の道路に移管されずに存在する場合のその道路をいう。

ウ 新道とは、バイパスが建設中で現道に連結されずに部分的に供用開始されている区間をいう。バイパスが全線供用開始された場合には、新道から現道となる。

エ 下記コード表により入力する。

コード	区分
1	現道
2	旧道
3	新道

(6) 図面縮尺

下記コード表により入力する。

コード	縮尺
1	1/500
2	1/1000

(7) 方向コード

方向コードは、路線再編時における起終点の延伸時の更新にのみ「2」を使用することができる。これは、起終点が再編により逆転した場合に様式-3以降を自動的に区間順序番号・横断の左右を逆転させるものである。従って、新規入力・修正の場合には方向コードは「1」である。

(8) 更新方法

ア 新規入力（更新区分1）

- (ア) 修正位置には入力しない。
- (イ) 図面番号を起点より終点まですべて入力する。
- (ウ) 市区町村コードは、図面に表示されている市区町村を入力する。図面に複数の市区町村が表示されている時は、起点側の市区町村コードを入力する。同一コードが続く場合は最初のみ入力し以後省略することができる。
- (エ) 起終点の地名は字より番地まで入力する。
- (オ) 方向コードは「1」を入力する。

イ 修正（更新区分2）

- (ア) バイパス完成の場合に更新する。（路線の振替を含む。）
- (イ) 修正位置に旧道となる図面番号を入力する。
- (ウ) 図面番号には、挿入するバイパスの図面番号を入力する。
- (エ) 市区町村コードは、挿入した一番起点の図面には必ず入力し以降コードが変わるごとに入力する。

ウ 起終点短縮（更新区分3・4）

- (ア) 修正位置には、短縮（抹消）する図面番号の起点・終点を入力する。（起点短縮時には、短縮する終点側の図面番号のみを入力する。）
- (イ) 図面番号には、新たに起点・終点となる図面番号のみを入力する。
- (ウ) 新起点・終点の地名を市区町村コード、大字から番地までを入力する。

エ 起終点延伸（更新区分5・6）

- (ア) 修正位置には、今までの起点・終点の図面番号を入力する。（起点延伸時には、今までの起点側の図面番号のみを入力する。）
- (イ) 図面番号には、新起点（旧終点）から旧起点（新終点）までの図面番号を入力する。

- (ウ) 新起点・終点の地名を市区町村コード，大字から番地までを入力する。
- (エ) 地名（市区町村）コードは，挿入した一番起点の図面には必ず入力し以降コードが変わるごとに入力する。

（更新）

第20条 電算入力票のうち路線調書，路線起終点調書及び一括更新調書を除く調書の記入に当たっての更新の取扱いは，次に定めるところによる。

(1) 更新区分

更新事由を下記コード表により入力する。

①～④が交錯して更新される場合は，①，②，③，④の順で優先する。

	① 管理区分の変更	② 改良維持工事による変更	③ 台帳整備による変更	④ その他（錯誤等）
市管理国道		2 1	3 1	4 1
市管理県道		2 2	3 2	4 2
国管理国道	1 3			
他県・県道	1 4			
市町村道	1 5			
その他	1 6			

(2) 更新例

ア 管理区分による変更

国，県，市管理による管理者の変更起因する更新

イ 改良維持工事による変更

工事に起因する更新

ウ 台帳整備による変更

路線の新規認定，路線の変更等による更新

エ その他（錯誤等）

ア，イ，ウ以外によるもの

(道路施設現況調書)

第21条 電算入力票のうち道路施設現況調書の記入は、次に定めるところによる。

(1) 区間順序番号

区間とは、道路台帳附図の変化点と変化点に区切られた1つの区間をいい、本番と枝番からなる。

ア 本番

図面ごとに起点側より1からの連続番号をつける。

イ 枝番

更新により区間数が更新前より増える場合に2から順につける。新規入力時にはすべて1である。

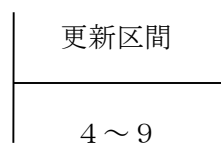
ウ 更新方法

(ア) 本番は、更新前のままで変更せず枝番を設けて区間数を増す。

(イ) 更新により区間数が減る場合は、更新区間の起点側より当該区間の更新前の始まるの番号より順次つけ、更新区間以後は更新前のままとする。

(例) 更新前全区間数 15

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15



新たに4~7となる

更新後全区間数 13

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 10. 11. 12. 13. 14. 15

エ 「交差点」「重用」の場合の区間設定

(ア) 交差点

a 区間延長を持たない1つの区間である。

b 台帳基準点も交差点として取り扱う。

(イ) 重用

a 十字路（上級路線の中心線と重ならない重用で、中心線が点で交わる。）

3つの区間となる。

「重用」－「交差点」－「重用」

b クランク（当該図面内）（当該路線の中心線が上級路線の中心線と線で重なる。）

5つの区間となる。

「重用」－「交差点」－「上級路線の中心線と重なる重用」  
－「交差点」－「重用」

- c 他図面にわたる重用  
クランクの場合と同じであるが、調書は重用の略図を記載してある方に継続して作成する。略図が重用の起点側に記載してあればその図面に対する調書の終りに継続して入力する。略図が重用の終点側であればその図面に対する調書の最初に入力する。
- d 一連の重用区間で上級路線が2路線以上にわたる場合  
それぞれの上級路線ごとに重用区間を設定する。
- e 上級路線同士も重用している場合  
当該路線は、最上級路線に重用している。
- f 延長の入力について
  - (a) 上級路線が一般国道指定区間の場合  
国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所に問い合わせ道路現況調書（様式-C）に入力し、重用調書（様式-H）は作成しない。
  - (b) 上級路線が市管理道路の場合  
重用調書（様式-H）の入力により電算機で自動計算されるので入力しない。

## (2) 基本分類

- ア 道路とは、橋梁・トンネル・渡船・踏切道・交差点を除いたものをいう。
- イ 橋梁とは、立体横断施設を除く橋長が2 m以上の橋梁である。  
ボックスについては土被りが1 m未満のものを橋梁とし、1 m以上は暗渠とする。  
また、高架の道路栈橋（橋梁型式で設けられている部分が車道まで及んでいるものに限る。）については、橋梁として取り扱う。歩道橋のみは道路とする。
- ウ トンネルには、ボックス・スノーシェッド・ロックシェッドを含まない。
- エ 渡船とは、道路の総延長のうち海上・河川・湖沼部分であって、かつ渡船施設があり、道路法に基づき供用開始されているものである。（民間の渡船施設がある場合は未供用扱い。）
- オ 踏切道とは、道路と鉄道が平面で交差している部分をいう。なお、鉄道とは鉄道事業法による鉄道（特殊鉄道を除く。普通鉄道・専用鉄道に限る。）及び軌道法による新設軌道をいう。
- カ 交差点とは、国道、県道、幹線市町村道及び車道幅員4 m以上の道路との平面交差（T字路を含む。）における両道路の中心線の交点（平面交差）並びに地下横断歩道又は、当該道路上空を横断する橋梁及び歩道橋の中心線と当該道路の中心線の交点（立体交差）をいう。  
交差点は、区間延長が0 mの区間として取り扱い、他の基本分類と異なり、延長、幅員のデータはない。なお、基準点設置位置も交差点として取り扱う。
- キ 下記コード表により入力する。

| コード | 名称 | コード | 名称   | コード | 名称  |
|-----|----|-----|------|-----|-----|
| 1   | 道路 | 3   | トンネル | 5   | 踏切道 |
| 2   | 橋梁 | 4   | 渡船   | 6   | 交差点 |

### (3) 区間状況

ア 重用区間とは、道路法第11条第1項から第3項までの規定により、上級の路線に重用している区間である。

なお、同一種別の路線については、同条を準用し、路線番号の若い路線に重用している区間とする。

イ 未供用とは、路線の認定の告示がなされているが未だ供用開始の告示がなされていない区間である。ただし、バイパス部分等の未供用区間は未供用とはしない。現道の未供用区間のみである。

ウ 4 t車交通不能とは、車道幅員3.5m未満の区間のうち幅員、曲線半径、勾配、その他道路の状況により、最大積載量4 t車が通行できない区間である。

車道幅員3.5m以上であってもその区間が4 t車交通不能区間に囲まれている場合は4 t車交通不能区間である。なお、車両制限等一時的に通行が禁止され、又は制限されているもの及び災害その他により現在交通不能であっても、1年以内に復旧完成の見込みのあるものは、4 t車交通不能区間に該当しない。

エ 重用及び未供用区間が2行政区以上にまたがる場合は、該当する区ごとに区間を分割する。

オ 重用及び未供用の場合の基本分類

区間状況が、重用区間又は未供用に該当する場合は、重用区間の交差点を除き基本分類コードは無記入となる。

カ 下記コード表により入力する。

|     |          |
|-----|----------|
| コード |          |
| 1   | 重用区間     |
| 2   | 未供用      |
| 3   | 4 t車交通不能 |

### (4) トンネル・橋梁形式

ア 下記コード表により入力する。

(7) トンネル

| コード | トンネル形式 |          |
|-----|--------|----------|
| 01  | 内装なし   | 素堀       |
| 02  |        | 吹付       |
| 03  |        | 覆工       |
| 04  | 内装あり   | ブロック張り工法 |
| 05  |        | パネル張り工法  |
| 06  |        | タイル張り工法  |
| 07  |        | その他      |

(イ) 橋梁

橋梁形式コードの「20」「40」「60」「70」を入力する場合とは、それぞれの細分形式行に該当しない場合に入力する。(例) 木橋 (木桁)・・・「20」

| コード | 橋梁形式 |        | コード | 橋梁形式  |      |
|-----|------|--------|-----|-------|------|
| 10  | 床版橋  |        | 40  | アーチ橋  |      |
| 20  | 桁橋   |        | 41  | アーチ橋  | アーチ  |
| 21  | 桁橋   | I桁     | 42  |       | ランガー |
| 22  |      | I桁(合成) | 43  |       | ローゼ  |
| 23  |      | H桁     | 50  | ラーメン橋 |      |
| 24  |      | H桁(合成) | 60  | 斜張橋   |      |
| 25  | 箱桁橋  | 箱桁     | 61  | 斜張橋   | I桁   |
| 26  |      | 箱桁(合成) | 62  |       | 箱桁   |
| 27  |      | T桁     | 63  |       | トラス  |

|    |      |    |        |     |
|----|------|----|--------|-----|
| 30 | トラス橋 | 70 | 吊橋     |     |
|    |      | 71 | 吊<br>橋 | I桁  |
|    |      | 72 |        | 箱桁  |
|    |      | 73 |        | トラス |
|    |      | 80 | 溝橋     |     |

(5) 区間延長

- ア 車道中心線延長を0.1m単位で入力する。
- イ 基本分類が交差点「6」の場合には入力しない。
- ウ 区間状況が重用「1」の場合で、上級路線が市管理道路のときは重用調書により電算処理のため入力しない。上級路線が指定区間国道のときは「重用」－「交差点」－「重用」（－「交差点」－「重用」）を表示し、各重用延長を入力する。

(6) 歩道延長

- ア 歩道中心線延長を0.1m単位で入力する。
- イ 区間延長と同一の場合は省略することができる。

(7) 幅員

当該区間の起点側の幅員を上段に、終点側の幅員を下段に入力する。当該前区間の終点側と当該区間の起点側の幅員が同じ場合は当該区間の起点側の幅員を省略できる。ただし、当該前区間の基本分類が交差点、図面の起点又は修正時においては省略できない。

特殊面積区間にも、附図上の幅員をm単位により車道・歩道・中央帯については小数点以下第1位まで、路肩については小数点以下第2位まで入力する。

ア 路肩

左右に分けて実幅員で入力する。ただし、未改良で路肩を一定としている場合は左右1/2ずつとする。

4t車交通不能区間でW=2.5m以下の場合は、路肩が0mとなる。

(8) 歩道

- ア 当該区間に歩道が存在する場合に入力する。
- イ 左右別に種別・橋部・緑化コード・緑化延長を入力する。植樹施設のないものは緑化欄には入力しない。
- ウ 種別コードは、下記コード表により入力する。

| コード | 歩道種別     |
|-----|----------|
| 1   | 自転車歩行者道  |
| 2   | 歩道       |
| 3   | 自転車+歩行者道 |
| 4   | 歩道等（分離）  |

- (ア) 自転車歩行者道、歩道、自転車+歩行者道とは、車道部に併設されたものをいう。
- (イ) 歩道等（分離）とは、車道部に併設しないものをいう。
- (ウ) 自転車+歩行者道とは、歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されて設けられたものをいう。
- (エ) 自転車歩行者道と歩道の判断は、有効幅員（歩道全幅から植樹施設等の幅員を除いたもの）が2.0m以上を自転車歩行者道という。
- (オ) 歩道幅員には、植樹施設も含まれる。

#### エ 橋部

当該歩道が橋梁の場合に該当するコードを入力する。

| コード | 橋梁部歩道   |
|-----|---------|
| 1   | 橋梁添加の歩道 |
| 2   | 歩道付き橋梁  |

- (ア) 橋梁添加の歩道とは、車道・車道橋と歩道橋が分離しているものである。
- (イ) 歩道付き橋梁とは、歩車道一体構造のものである。
- (ウ) 跨線橋等の場合は、高架橋中央部の断面により入力する。

#### オ 緑化コード

当該歩道区間内に、列状・帯状植樹施設のある場合に下記コードにより入力する。

| コード | 緑化 |
|-----|----|
| 1   | 列状 |
| 2   | 帯状 |

カ 緑化延長

当該歩道区間内の植樹施設延長をm単位で入力する。

当該歩道区間内で植樹施設が2つに分かれている場合は合計の延長を入力する。

(9) 中央帯

ア 当該区間に中央帯が存在する場合に入力する。

イ 当該区間の中央帯に植樹施設の有無を下記コードにより入力する。

| コード | 中央帯植樹 |
|-----|-------|
| 1   | 植樹有   |
| 2   | 植樹無   |

ウ 当該区間内にある植樹施設の延長を入力する。植樹施設の延長が区間延長と同じ場合でも入力する。

(10) 防護柵

ア 当該区間内にある防護柵種類別にコードを入力する。

イ 延長は、種類別に当該区間内の合計延長（左右も合計）を入力する。

| コード | 防護柵     |
|-----|---------|
| 1   | ガードレール  |
| 2   | ガードケーブル |
| 3   | ガードパイプ  |
| 4   | ガードネット  |
| 9   | その他     |

(11) 防雪施設

ア 当該区間内に防雪施設がある場合は、下記コード表により入力する。

イ 延長は種類別に当該区間内の合計延長（左右も合計）を入力する。ただし、消雪パイプは、メインパイプ（散水部分）の延長を入力し、雪崩防止柵については基数を入力する。

| コード | 防雪施設  | コード | 防雪施設  |
|-----|-------|-----|-------|
| 1   | 消雪パイプ | 5   | 雪崩防止壁 |

|   |         |   |       |
|---|---------|---|-------|
| 2 | 路面流水    | 6 | 雪崩防止柵 |
| 3 | 流雪溝     | 7 | 段切    |
| 4 | スノーシェッド | 9 | その他   |

(12) 防災施設

ア 当該区間内にある防災施設種類別にコードを入力する。

イ 延長は、種類別に当該区間内の合計延長（左右も合計）を入力する。落石防止壁についても延長を入力する。

| コード | 防災施設    | コード | 防災施設   |
|-----|---------|-----|--------|
| 1   | 落石防止壁   | 3   | ロックネット |
| 2   | ロックシェッド | 9   | その他    |

(13) 改良コード

ア 区間ごとに規格改良済・未改良のコードを入力する。

イ 規格改良済とは、次のようなものをいう。

(ア) 昭和 34 年 3 月 31 日以前に改築された道路

道路構造令細則案（内務省土木局昭和 10 年 6 月土木会議決定）の規格に適合するものをいう。ただし、国道車幅 5.5m 以上、県道車幅 4.5m 以上とする。

(イ) 昭和 34 年 4 月 1 日以降に改築された道路

旧道路構造令(昭和 33 年 8 月 1 日政令第 244 号)の規格に適合するものをいう。旧道路構造令第 34 条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。

(ウ) 昭和 46 年 4 月 1 日以降に改築された道路

道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）の規格に適合するもの。道路構造令第 38 条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。

| コード | 改良コード | コード | 改良コード |
|-----|-------|-----|-------|
| 1   | 規格改良済 | 2   | 未改良   |

(14) 路面コード

ア 当該区間の車道部の路面コードを入力する。

イ 高級・簡易アスファルトの区分は、舗装台帳より判断する。

ウ 橋梁の路面種別は、当該橋梁の永久橋の場合でアスファルト舗装のときは高級アスファルトとして処理する。（橋梁部、未舗装で C O の場合は C O 舗装とする。）

| コード | 区分           |    | 説明                                         |
|-----|--------------|----|--------------------------------------------|
| 1   | 未舗装          |    | 砂利道をいう。未舗装道であるが、安定処理、水締マカダム・防塵処理を含む。       |
| 2   | コンクリート舗装     |    | セメントコンクリート舗装をいう。                           |
| 3   | アスファルト舗装（高級） |    | アスファルト系高級とは、アスファルト舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。 |
| 4   | アスファルト舗装（簡易） |    | アスファルト系簡易とは、簡易舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。     |
| 5   | 簡易舗装         | 木系 | 主に踏切道の場合に使用する。                             |
| 6   |              | 石系 |                                            |
| 9   | その他          |    |                                            |

注1 セメント系舗装道路にアスファルトでオーバーレイしたものについては、アスファルト系舗装（高級）とする。

2 砂利道内の舗装されている橋梁・トンネル及び昭和29年以降に施行された災害の水叩は舗装済みとして取り扱う。

(15) 曲線半径

- ア 曲線半径 30m未満を整数で入力する。
- イ 当該半径内の区間にすべて入力する。

(16) 縦断勾配

- ア 縦断勾配 8%以上を整数で入力する。
- イ 当該縦断勾配の区間にすべて入力する。

(17) 雪寒指定コード

- ア 当該区間の雪寒指定の有無を下記コード表により入力する。
- イ 雪寒指定道路路線図より入力する。

雪寒指定区分（路線）とは、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」（昭和31年法律第72号）第3条第3項の規定に基づいて、国土交通省告示により指定された区間である。

| コード | 区分    | 説明             |
|-----|-------|----------------|
| 1   | 指定区間  | 国土交通省告示による指定区間 |
| 2   | 指定区間外 | 上記以外の区間        |

(18) 交差コード

道路・交差点・橋梁（高架橋）・鉄道との立体交差の場合に入力し、下記コード表により、該当するコードを入力する。

| コード | 交差種別 | コード | 交差種別 |
|-----|------|-----|------|
| 1   | 平面交差 | 2   | 立体交差 |

ア 平面交差とは、道路と道路の平面交差のうち基本分類「交差点」として取り扱うものをいう。

イ 立体交差とは、当該道路上空を横断する場合及び当該道路が高架橋の場合をいう。（歩道橋・地下横断歩道橋は除く。）

(ア) ボックスは、該当区間にすべて入力する。（1カ所のボックスは、2区間以上に分かれているがそのすべてに入力する。）

(イ) 高架橋（鉄道も含む。）は、中心線の交点（基本分類「交差点」）の区間に入力する。

(19) 国・私コード

鉄道との交点（踏切道・立体交差）の場合に該当する種別コードを入力する。

| コード | 鉄道種別 | コード | 鉄道種別 |
|-----|------|-----|------|
| 1   | J R  | 3   | 専用鉄道 |
| 2   | 私鉄   | 4   | 新幹線  |

(20) 交差道路

(18)の「交差コード」欄に入力した場合の道路についてのみ入力する。

ア コード・路線番号は、第21条による。

イ 1つの交差点において、左右2路線と交差する場合は上級側路線を入力し、下級側路線は備考欄に入力する。

(21) 立体横断施設

基本分類「交差点」のうち歩道橋・地下横断歩道の場合に、該当する種別コード・形式コードを入力する。

ア 種別コードは、下記コード表により入力する。

| コード | 種別  |
|-----|-----|
| 1   | 歩道橋 |

|   |        |
|---|--------|
| 2 | 地下横断歩道 |
|---|--------|

イ 形式コードは、下記コード表により入力する。

| コード | 形式    |
|-----|-------|
| 1   | 階段式   |
| 2   | スロープ式 |
| 3   | 押上げ式  |

(ア) 押上げ式とは、階段式の一部に自転車を押上げるためのスロープが付いているものをいう。

(22) 特別面積計算区

当該区間が特殊面積区間の場合に、道路部・車道・歩道右・歩道左・中央帯別に1㎡単位で入力する。ただし、車道固定（道路部が変形であっても、車道面積は延長と固定車道によって計算できる。）のようにその区間内における道路構成が「延長」、「幅員」欄の入力数値によって面積計算できる場合でもすべて入力する。数値が「0」の場合にも必ず入力する。

(23) 地域コード

ア 当該区間ごとに下記コード表により入力する。

イ 人口集中地区（D. I. D）は、市町村の区域内で人口密度の高い（約4,000人/km<sup>2</sup>）調査区が互いに隣接してその人口が5,000人以上となる地域をいう。

人口集中地区は、最新の国勢調査において設定された区域とし、最新の「国勢調査報告別巻わが国の人口集中地区（総理府統計局）」に収録されている。

ウ 市街部（その他）とは、一般的な概念としては、人家連担で市街地を形成しているところをいう。市街部的でありながら、それほど人家も込み合っていないような市街部と地方部の切れ目が問題になるが、一律には決めがたい。市街部及び地方部の決定は、それぞれ現地の実情を考慮のうえ定めるものである。

エ 平地部とは、人家連担のしていない地域で、一般的に台地・海岸平野等及び低地をいう。

オ 山地部とは、山地・丘陵及び山麓をいう。

| コード | 地域          |
|-----|-------------|
| 1   | 市街部（人口集中地区） |

|   |          |
|---|----------|
| 2 | 市街部（その他） |
| 3 | 平地部      |
| 4 | 山地部      |

(24) 備考・メッセージ

- ア すべて漢字で入力する。（全角 10 文字）
- イ 枠内で収まらないものは、適宜省略入力する。
- ウ 下記の場合には必ず入力する。
  - (ア) 橋梁・トンネル・踏切等，構造物名称
  - (イ) 基準点設置箇所
  - (ウ) 道路情報便覧の交差点番号
  - (エ) 目標となる公共施設，神社仏閣等の名称
  - (オ) その他

(25) 右上欄外・図面番号・整理番号

- ア 図面番号は，基本区分と同じ。
- イ 整理番号は，同一図面内の道路施設現況調書枚数を分数で入力する。  
（例）1 枚の時 1 / 1 と入力する。

（橋梁調書）

第 2 2 条 電算入力票のうち橋梁調書の記入は，次に定めるところによる。

(1) 作成方法

- ア 上部工構造形式ごとに入力する。
- イ 橋長 2.0m 以上の橋梁すべてについて作成する。
- ウ 路線単位に作成する。
- エ 橋梁が 1 カ所で上下線及び自動車・歩行者専用で分離架設されているものは分離橋ごとに 1 橋として入力する。その際橋梁番号は同一となるが，分割番号を付ける。
- オ 高架橋で 2 市町村以上にわたって架設されている場合は桁単位で市町村別に区分し 1 橋として作成する。
- カ 橋梁が行政区（市町村）境界に存在する場合は，管理する区役所で作成する。

(2) 始めの区間・終りの区間

- ア 当該橋梁が道路施設現況調書（以下「現況調書」という。）で 1 区間で処理されている場合は，始めの区間のみに入力し終わりの区間には入力しない。
- イ 当該橋梁が現況調書において 2 区間以上に及ぶ場合は，始めの区間・終りの区間を入力する。

(3) 橋梁番号

ア 橋長 14.5m以上の橋梁のみ入力する。

イ 橋梁番号は、国土交通省へ提出の橋梁現況台帳の番号とする。(橋梁名コード表より入力する。)

(4) 分割番号

ア 橋梁が1カ所において自動車専用橋・自転車歩行者専用橋別又は上下線別に分離して架設されている場合に入力する。

イ 分割番号の付け方は、専用別に分離している場合は自動車専用橋・自転車歩行者専用橋の順序で一連番号を入力する。上下線別に分離している場合は橋長の長い方・短い方の順序で一連番号を入力する。上部工橋梁形式によって1橋を延長方向に分割されている場合は橋梁番号・分割番号は同一の番号を入力する。

番号は1桁の数字を1から順に付ける。

ウ 例

(ア) 橋梁番号は1カ所の橋梁では横断方向、延長方向に分割されていてもすべて同一の番号をつける。

(イ) 分割番号は橋梁が横断方向に分割されている場合のみにつける。

(ウ) 橋梁が延長方向のみに分割されている場合は分割番号を入力しない。

(エ) 横断方向に分割され、かつ延長方向にも分割されている場合は横断方向に分割された各々の橋梁ではすべて同一の分割番号をつける。

(5) 橋梁名

ア 橋梁名コード表により入力する。(橋長 14.5m以上)

イ 橋梁名コード表にない橋梁は有名橋の場合はその名称を入力し無名橋の場合は無入力とする。

ウ 橋梁名が長く枠内に入力しきれない場合は適宜省略して入力する。(全角 11 文字)

(6) 橋梁種別

ア 次の橋梁種別区分より、該当するコードを入力する。

イ 橋の1～3について

橋梁番号は4桁であるが(0001～9999)、この範囲を橋梁数が超えた時に橋梁種別2, 3を用いる。従って、当面2, 3は使用しない。

| コード   | 種別 | コード | 種別  | コード | 種別  |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|
| 1・2・3 | 橋  | 4   | 高架橋 | 5   | 栈道橋 |

(7) 一般有料区分

次の一般有料区分より、該当するコードを入力する。

| コード | 一般・有料区分 |
|-----|---------|
|-----|---------|

|   |         |
|---|---------|
| 1 | 一般（無料）橋 |
| 2 | 有料橋     |

(8) 橋梁分類

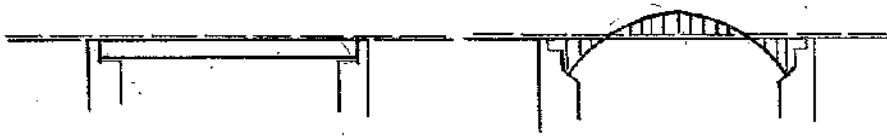
橋梁分類は、構造形式別・橋梁種別ごと、1橋単位の最大支間部分に着目して分類し入力する。

ア 路面位置

次の路面位置区分により該当するコードを入力する。

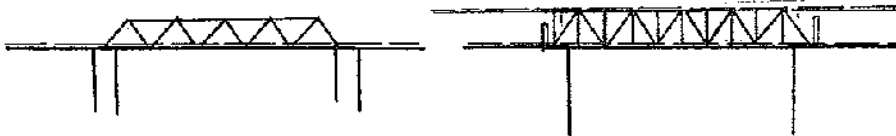
| コード | 区分  |
|-----|-----|
| 1   | 上路橋 |
| 2   | 中路橋 |
| 3   | 下路橋 |
| 4   | 二層橋 |

- (ア) 上路橋とは、路面が主桁（主構）の上部にあるものをいう。
- (イ) 中路橋とは、路面が主桁（主構）の中間部にあるものをいう。
- (ウ) 下路橋とは、路面が主桁（主構）の下部にあるものをいう。
- (エ) 二層橋とは、路面が上下の二段になっているものをいう。
- (オ) 路面位置の例



上路橋

中路橋



下路橋

二層橋

イ 上部工（構造形式）

上部工の構造形式について、次の区分より該当するコードを入力する。構造形式の分類は大分類・小分類から構成されているが、架設年次の古い橋梁については大分類のみで入力してもよいものとする。

ウ 上部工（使用材料）

上部工（床版を除く。）の使用材料について、次の区分より該当するコードを入力する。

| コード | 橋梁上部工使用材料 |
|-----|-----------|
| 1   | 鋼橋        |
| 2   | R C 橋     |
| 3   | P C 橋     |
| 4   | 石橋        |

|   |                |
|---|----------------|
| 5 | 木橋             |
| 6 | 鋼とRC（PC）橋との混合橋 |
| 9 | その他            |

エ 上部工（床版材料）

上部工のうち床版の使用材料について、次の区分より該当するコードを入力する。

| コード | 区分      |
|-----|---------|
| 1   | 鋼系      |
| 2   | コンクリート系 |
| 9   | その他     |

オ 下部工（基礎）

最大支間部分を支える下部工の基礎について、次の区分より該当するコードを入力する。なお、両側の基礎が同種でない場合は、根入りの深い方で入力すること。

| コード | 区分             | コード | 区分     |
|-----|----------------|-----|--------|
| 1   | 直接基礎           | 5   | 既成鋼ぐい  |
| 2   | オープンケーソン       | 6   | 既成RCぐい |
| 3   | ニューマチックケーソン    | 7   | 既成PCぐい |
| 4   | 場所打ちぐい（深礎を含む。） | 8   | 木ぐい    |
|     |                | 9   | その他    |

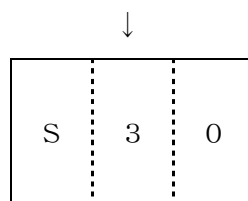
(9) 架設年次

架設竣工年次は、次の区分より該当するコードを拾い、下記の入力例にならない入力する。

架設年次が不明の場合は、最も近い橋梁と同じ架設年次とするが、これが適正でない場合は「999」を入力し、適用示方書には「999」橋格には「9」を入力し設計荷重・耐荷荷重はスペースとする。

|   |    |
|---|----|
| M | 明治 |
| T | 大正 |
| S | 昭和 |
| H | 平成 |
| R | 令和 |

(例) 昭和 30 年



(10) 橋長 (0.1m単位で入力)

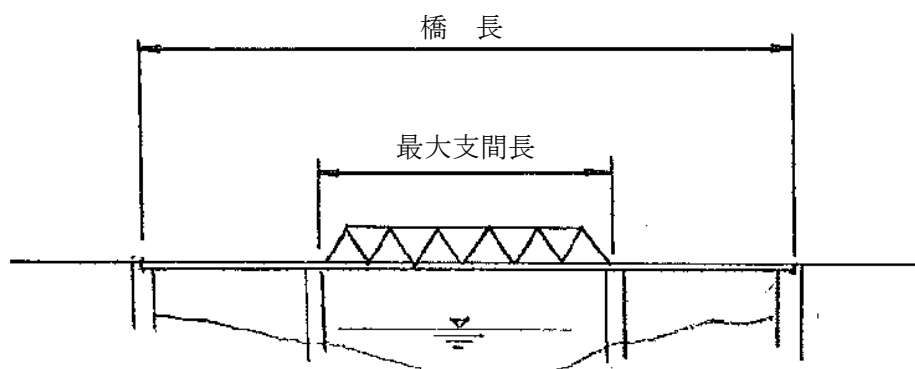
橋台間のパラペット前面の距離を入力する。

橋台とは、橋梁の両端にあって取付け道路と橋梁を接続し、上部構造からの荷重及び背面土圧を受ける構造物をいう。

(11) 最大支間長

1 橋の中で最大の支間長を入力する。

支間とは、支承間の距離をいう。



(12) 径間数

橋梁種別が「橋」(橋梁種別 1, 2, 3) の場合に入力する。その他の場合は入力不要しない。

上部構造ごとに構成している径間数を入力する。

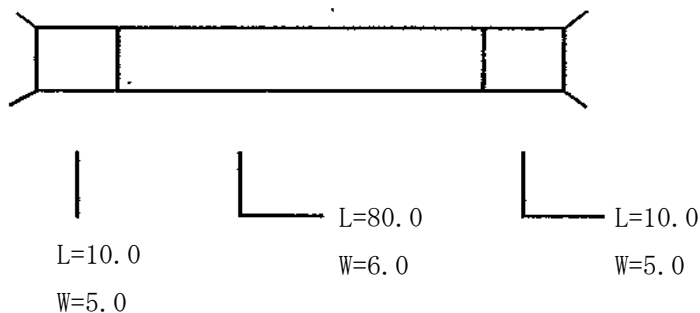
(13) 幅員

幅員を次の区分によりm単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで入力する。

| 区分 | 道路部 | 車道 | 歩道等 |
|----|-----|----|-----|
|----|-----|----|-----|

幅員が異なる場合は加重平均した幅員を入力する。

(例)



$$W = (10.0 \times 5.0 + 80.0 \times 6.0 + 10.0 \times 5.0) / 10.0 + 80.0 + 10.0 = 5.8\text{m}$$

ア 道路部幅員とは地覆前面間の距離をいう。

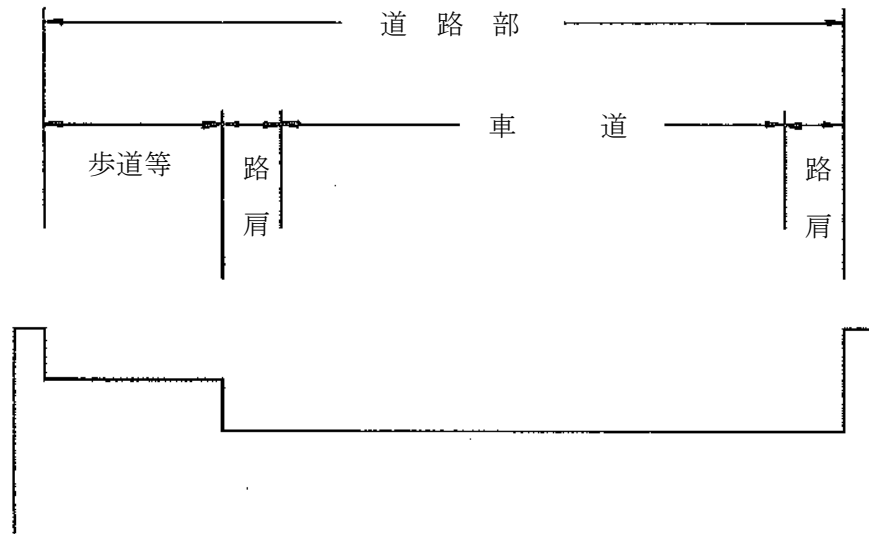
イ 車道幅員が明確でない場合は、片側 25 c m，計 50 c mを差し引いたものを，車道幅員とする。

ウ 歩道等幅員とは，車道部と併設してある歩道，歩道+自転車道及び自転車歩行者道の幅員をいう。中央帯等がある場合は歩道等幅員に加える。

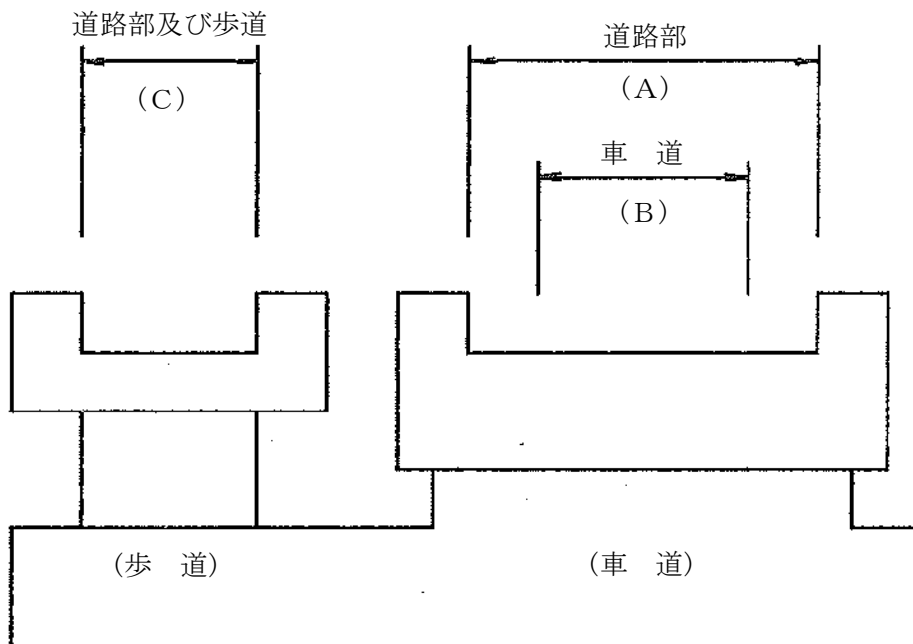
エ 自転車歩行者専用橋の場合は，次の例にならい入力すること。

(例) 道路部幅員=歩道等幅員

| 道路部 | 車道  | 歩道等 |
|-----|-----|-----|
| 2.5 | 0.0 | 2.5 |



上部工のみ分離している場合

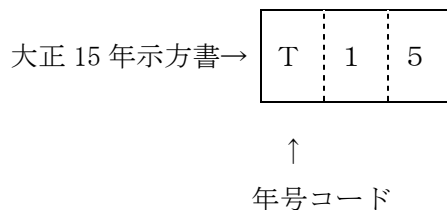


道路部 = (A) + (C), 車道 = (B), 歩道等 = (C)

(14) 適用示方書類

設計又は施工したときの適用示方書類（適用示方書類及び橋格一覧表を参照）を次の例にならい入力する。

(例)



ア 適用示方書によらないで設計，施行されているもの（例 木橋，吊橋等橋格のないもの）については「999」を入力する。

イ 旧橋を撤去せず部分的に架替等を行った場合の「適用示方書類」は，当初架設時の適用示方書である。

ウ 適用示方書類が不明な場合には架設年次より以前の適用示方書類の最近の適用示方書類とする。

(15) 橋格

次の橋格区分により該当するコードを入力する。

| コード | 区 分 |
|-----|-----|
| 1   | 一等橋 |
| 2   | 二等橋 |
| 3   | 三等橋 |
| 9   | な し |

ただし，平成 5 年以降の道路橋示方書における A 活荷重及び B 活荷重についてはコードを「1」とする。

自転車歩行者専用橋を既設橋と離して架設した場合には橋格は「なし」とする。

不明なものについては設計荷重により分類する。

20 t 以上・・・一等橋

14 t 以上・・・二等橋

14 t 未満・・・なし

木橋についてはすべて橋格「なし」とする。

(16) 橋梁位置

ア 種別コード

架橋するところが何かによって次のコード表により入力する。

| コード | 種 別 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|   |     |
|---|-----|
| 1 | 河川  |
| 2 | 鉄道  |
| 3 | 道路  |
| 9 | その他 |

イ 名称

漢字により入力する。(全角 10 文字)

(17) 設計荷重

整数で入力する。

(18) 耐荷荷重

「特殊車両通行許可限度算定要領（「特殊車両通行許可限度算定要領について」昭和 53 年 12 月 1 日建設省通達）の第 3 章許可車両の重量の算定」により，標準サイズの車両（幅 2.5m，最遠軸距 5.0m，隣接軸距 1.2m， $\alpha=2.5$  の車両）が A 条件（特別の条件を付さない）により通行する場合について求めた数値（整数）によることを原則とする。

(19) 現況コード

ア コード表により入力する。

イ 歩道橋等の本来の目的が車両の通行の用に供しない橋梁については「通行制限なし」とする。

| コード | 現況      |
|-----|---------|
| 1   | 自動車交通不能 |
| 2   | 通行制限あり  |
| 3   | 通行制限なし  |

(20) 照明個数

ア 照明の種類別に設置個数を入力する。

イ 当該橋梁内の基数とする。

(21) 他地域橋長

橋梁が市区町村界に架設されている場合に，当該橋梁を計上した以外の市区町村コード・路線種別・路線番号・その市区町村内の橋長を入力する。

橋梁が延長方向に分割されている橋梁が市町村界に架設されている場合は「橋長＝

他地域橋長」となることがある。

(22) 橋梁接続

ア 橋梁種別が「高架橋」の場合のみ入力する。

イ 高架橋が2市区町村以上にわたって架設されている場合は、起点側・終点側別に高架橋に関する次の事項を入力する。

(ア) 都道府県コード

(イ) 市区町村コード

(ウ) 橋梁種別

(エ) 橋梁番号

(オ) 分割番号

ウ 高架橋の場合は、一連の橋梁であっても市区町村ごとに独立した橋梁として取り扱う。

(トンネル調書)

第23条 電算入力票のうちトンネル調書の記入は、次に定めるところによる。

(1) 作成方法

ア 壁面区分ごとに作成する。

イ 路線単位で作成する。

ウ トンネルが1カ所で上下線及び自動車・歩行者専用で分離されて設けられているものは分離ごとに1トンネルとして入力する。その際トンネル番号は同一となるが、分割番号を付ける。

エ トンネルが市区町村境界に存在する場合は、管理する側の市区町村で作成する。

なお、同じトンネルにあっては延長の長い方の市区町村、延長が同じ場合には起点側の市区町村で作成する。

(2) 始めの区間・終りの区間

ア 当該トンネルが現況調書で1区間で処理されている場合は、始めの区間のみに入力し終りの区間には入力しない。

イ 当該トンネルが現況調書において2区間以上に及ぶ場合は、始めの区間・終りの区間を入力する。

(3) トンネル番号

トンネル番号は、国土交通省へ提出のトンネル現況台帳の番号とする。(トンネル名コード表より入力する。)

(4) 分割番号

ア トンネルが1カ所において自動車専用・自転車歩行者専用別又は上下線別に分離して設けられている場合に入力する。

イ 分割番号の付け方は、専用別に分離している場合は自動車専用・自転車歩行者専

用の順序で一連番号を入力する。上下線別に分離している場合は、延長の長い方・短い方の順序で一連番号を入力する。

壁面区分によって1トンネルを延長方向に分割されている場合はトンネル番号・分割番号は同一の番号を入力する。番号は1桁の数字を1から順に付ける。

(5) トンネル名

ア トンネル名コード表により入力する。

イ トンネル名コード表にないトンネルは有名トンネルの場合はその名称を入力し無名トンネルの場合は無入力とする。

ウ トンネル名が長く枠内に入力しきれない場合は適宜省略して入力する。

(全角 11 文字)

(6) 一般・有料区分

次の一般有料区分より、該当するコードを入力する。

有料道路内に存在するトンネルについては「有料トンネル」とする。

| コード | 一般有料区分     |
|-----|------------|
| 1   | 一般(無料)トンネル |
| 2   | 有料トンネル     |

(7) トンネル分類

次の区分により該当するコードを入力する。

水底トンネルとは海、湖沼及び河川に設けられたものをいう。シールド工法は掘進工法として取り扱うこと。

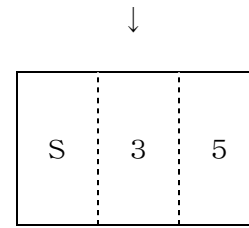
| コード | トンネル分類 |      | コード | トンネル分類 |      |
|-----|--------|------|-----|--------|------|
| 1   | 陸上トンネル | 掘進工法 | 4   | 水底トンネル | 掘進工法 |
| 2   |        | 開削工法 | 5   |        | 沈理工法 |
| 3   |        | その他  | 6   |        | 開削工法 |
|     |        |      | 7   |        | その他  |

(8) 建設年次

建設竣工年次は、次の区分より該当するコードにより、入力例にならい入力する。

|      |   |    |     |         |
|------|---|----|-----|---------|
| 建設年次 | M | 明治 | (例) | 昭和 35 年 |
|------|---|----|-----|---------|

|   |    |
|---|----|
| T | 大正 |
| S | 昭和 |
| H | 平成 |
| R | 令和 |



(9) 延長

坑門（入口）から坑門（出口）までの延長を入力する。

(10) 幅員

幅員を次の区分によりm単位で小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで入力する。

|    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|
| 区分 | 道路部 | 車道 | 歩道等 |
|----|-----|----|-----|

(11) 有効高

ア 有効高をm単位で小数点以下第2位を四捨五入し小数点以下第1位まで入力する。

イ 有効高とは、車道端からの鉛直線が壁面又は天井板と交わるまでの高さをいう。  
片勾配の場合は、低い方を有効高とする。

(12) トンネル形式

次のトンネル区分により、該当するコードを入力する。

ア 素堀とは、掘削後地肌のままの状態のものをいう。

イ 吹付とは、地肌をセメント・モルタル等の材料で吹付工法により被覆しているものをいう。

ウ 覆工とは、地肌を被覆しているもので吹付工法によらないものをいう。

| コード | トンネル形式 |    | コード | トンネル形式 |         |
|-----|--------|----|-----|--------|---------|
| 01  | 内装なし   | 素堀 | 04  | 内装あり   | ブロック張工法 |
| 02  |        | 吹付 | 05  |        | パネル張工法  |
| 03  |        | 覆工 | 06  |        | タイル張工法  |
|     |        | 07 | その他 |        |         |

(13) 路面区分

コードは、第21条(14)のコード表により入力する。

(14) 換気施設

コード表の区分により，該当するコードを入力する。

| コード | 区分               | コード | 区分       |
|-----|------------------|-----|----------|
| 1   | 機械換気施設なし         | 5   | 機械換気半横流式 |
| 2   | 機械換気縦流式<br>(噴流式) | 6   | 機械換気横流式  |
| 3   | 機械換気縦流式<br>(立坑式) | 7   | 機械換気その他  |
| 4   | 機械換気縦流式<br>(その他) |     |          |

(15) 照明基数

- ア 照明施設のあるトンネルについて，種類別に設置基数を入力する。
- イ 照明施設のないトンネルは，スペースとする。

(16) 非常用装置

- ア 非常用施設のあるトンネルについて，種別ごとに設置基数を入力する。
- イ 非常用施設のないトンネルは，スペースとする。

(17) 非常警報装置

- ア 非常警報施設のあるトンネルについて，種類別に設置基数を入力する。
- イ 非常警報施設のないトンネルは，スペースとする。

(18) 消火施設

- ア 消火施設のあるトンネルについて，種類別に設置基数を入力する。
- イ 消火施設のないトンネルは，スペースとする。

(19) その他

下記コード表より，該当するコードを入力する。

| コード | 区分          |
|-----|-------------|
| 1   | その他設備なし     |
| 2   | a. 自動水噴霧装置  |
| 3   | b. 避難及び誘導設備 |
| 4   | c. 非常用電源設備  |
| 5   | a と b を併設   |

|   |           |
|---|-----------|
| 6 | a と c を併設 |
| 7 | b と c を併設 |
| 8 | a b c を併設 |

(20) 現況コード

調査時点における現況について、次の区分により該当するコードを入力する。

なお、「通行制限あり」とは、道路法第 47 条の規定により、通行車両の車幅及び高さの制限を設けているものをいう。

| コード | 区分      |
|-----|---------|
| 1   | 自動車交通不能 |
| 2   | 通行制限あり  |
| 3   | 通行制限なし  |

(21) 他地域延長

トンネル現況調書で 1 トンネルとして扱うトンネルが市区町村界にある場合に、当該トンネルを計上した以外の市区町村コード、路線種別、路線番号、その地域内の延長を入力する。

(踏切道調書)

第 2 4 条 電算入力票のうち踏切道調書の記入は、次に定めるところによる。

(1) 作成方法

ア 路線単位に作成する。

イ データは、供用開始された道路に係る踏切道の箇所単位に作成する。

ウ 踏切道の同一箇所、鉄道事業者又は鉄道線が異なって存在する場合は、異なるごとに 1 件のデータとして作成する。(2 件目以降のデータでは、路線種別から単復線区分までを入力する。この場合は、1 件目のデータは鉄道業者及び鉄道線コードの若いコードとする。)

(2) 踏切道番号

踏切道名コード表より入力する。

(3) 踏切道名

踏切道名コード表より、漢字で入力する。(全角 11 文字)

(4) 鉄道業者名・鉄道線名

次のコード表より、該当するコードを入力する。

|                                                   |     |      |     |      |     |
|---------------------------------------------------|-----|------|-----|------|-----|
| 業者名 JR :コード 100<br>(110. 120. 130. 140. 150. 170) |     |      |     |      |     |
| 線名                                                | コード | 線名   | コード | 線名   | コード |
| 磐越西線                                              | 201 | 白新線  | 232 | 越後線  | 253 |
| 羽越本線                                              | 230 | 信越本線 | 250 | 貨物支線 | 990 |

(5) 単複線区分

踏切道と交差している鉄道線が、単線か否かについて次の区分により該当するコードを入力する。

| コード | 区分   |
|-----|------|
| 1   | 単線   |
| 2   | 単線以外 |

(6) 踏切道種別

次の踏切道区分により該当するコードを入力する。

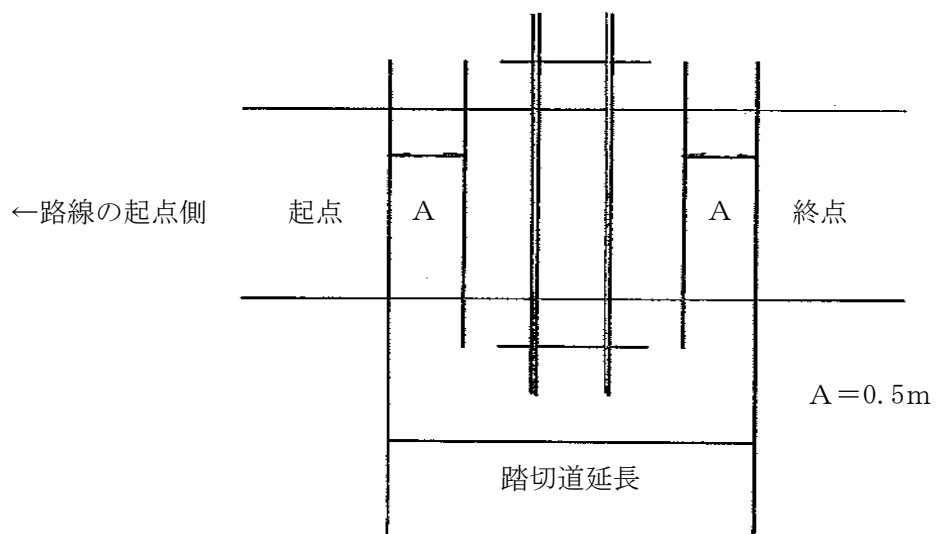
- ア 第一種踏切道とは踏切警手を配置するか、又は自動踏切遮断機を設置しているものをいう。
- イ 第二種踏切道とは一定時間を限り踏切警手を配置しているものをいう。
- ウ 第三種踏切道とは踏切警報器を設置しているものをいう。
- エ 第四種踏切道とは上記以外の踏切道をいう。

| コード | 区分     |
|-----|--------|
| 1   | 第一種踏切道 |
| 2   | 第二種踏切道 |
| 3   | 第三種踏切道 |
| 4   | 第四種踏切道 |

(7) 延長 (0.1m単位で入力)

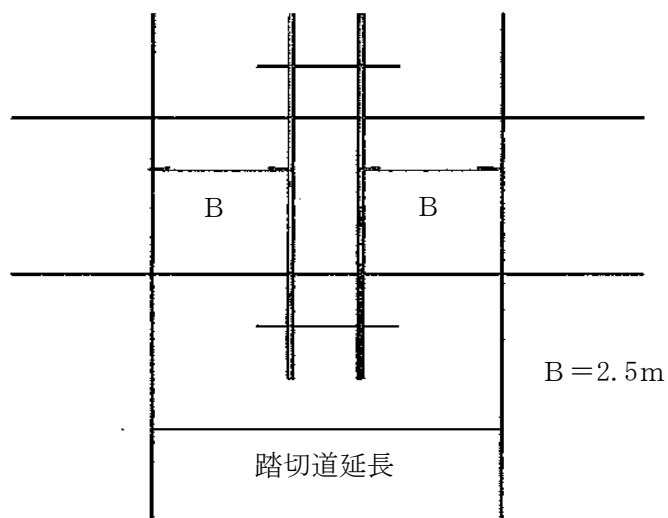
踏切道の起点から終点までの延長を入力する。

- ア 踏切遮断機等、踏切施設がある場合、当該施設の外側0.5mの線間をいう。



イ 踏切施設のない場合

最外側軌条の内側より 2.5m外側の線間をいう。



(8) 幅員

車道部・車道・歩道等別に 0.1m単位で入力する。

(9) 歩道等施設

次の区分により、該当するコードを入力する。

| コード | 区分         | コード | 区分             |                 |
|-----|------------|-----|----------------|-----------------|
| 1   | 歩車道区分なし    | 3   | 立体<br>交差で歩車道分離 |                 |
| 2   | 平面交差で歩車道分離 | 4   |                | 横断歩道橋<br>階段式    |
| 9   | 歩道等のみ平面交差  | 5   |                | 横断歩道橋<br>スロープ式  |
|     |            | 6   |                | 横断歩道橋<br>押上げ式   |
|     |            | 7   |                | 地下横断歩道<br>階段式   |
|     |            | 8   |                | 地下横断歩道<br>スロープ式 |
|     |            |     |                | 地下横断歩道<br>押上げ式  |

(10) 対道路幅員差

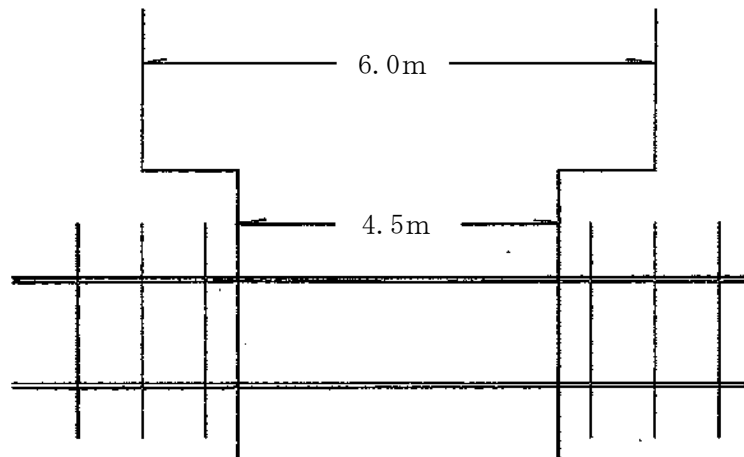
踏切道からみて、取付道路（道路部）に対する幅員差を起点側・終点側別に入力する。

入力はm単位とし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで入力する。

対道路幅員差が0以外については、次のプラス・マイナスコードを例により入力する。

| コード | 区分       |
|-----|----------|
| 1   | + (プラス)  |
| 2   | - (マイナス) |

(例)



$$\text{踏切道幅員 (4.5m)} - \text{道路幅員 (6.0m)} = -1.5$$

|   |     |
|---|-----|
| 2 | 1.5 |
|---|-----|

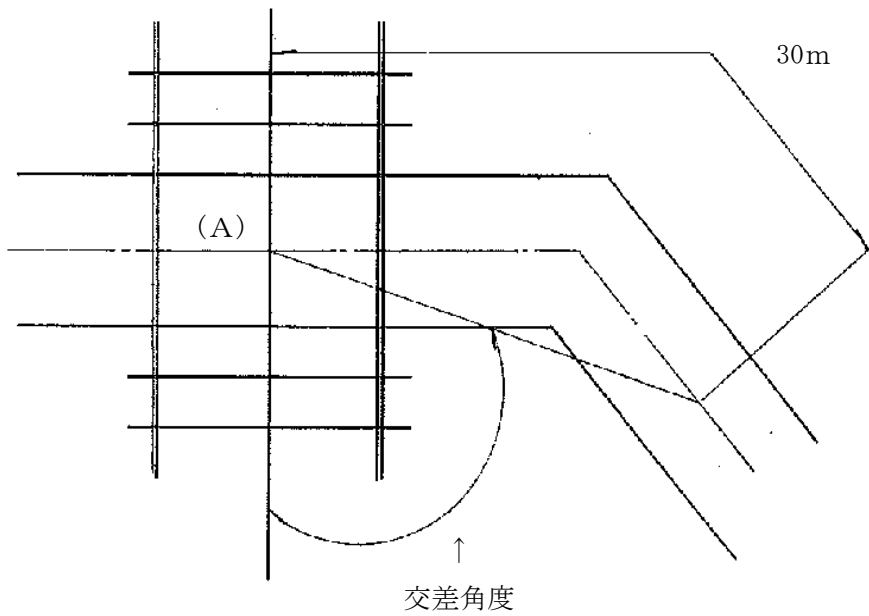
↑

コード 幅員差 (m)

#### (11) 交差角度

踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点 (A) から外方道路の中心線上 30mの地点と (A) を結ぶ線と最縁端軌道の中心線との交角を入力する。

なお、直角 (90°) に交差する場合以外は、最鋭角を入力すること。



ア 路線の起終点が、袋小路等により 30m未満の場合は、上記にかかわらず路線の起終点からの交差角度を入力する。

イ 直角に交差する場合は、

|   |   |
|---|---|
| 9 | 0 |
|---|---|

 を入力する。

ウ 交差角度が起点側、終点側で異なる場合は、狭い角度を入力する。

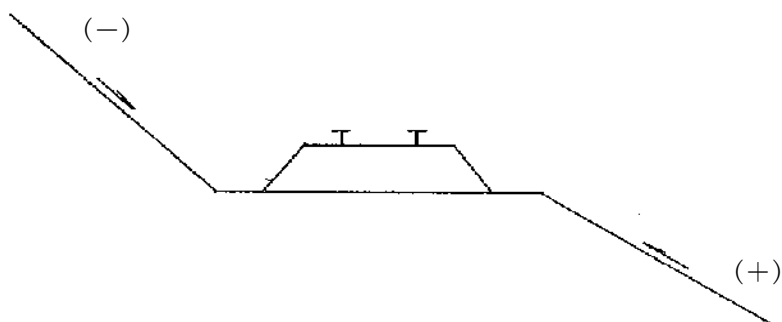
(12) 道路勾配

踏切道に向かって上りを (+), 下りを (-) とし、起点側・終点側別にパーセント単位で入力する。

プラス・マイナスコードについては、(15) 対道路幅員差に準じて入力する。

なお、勾配を計る場合踏切道端から道路の中心線上 30mの地点でとるものとする。

(例図)



(13) 路面区分

コードは，第 21 条(14)により入力する。

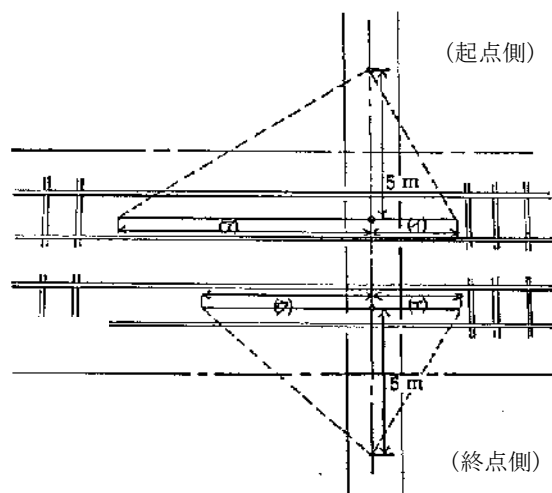
(14) 見通し距離

踏切側からの列車の見通し距離を起点側・終点側別左右別に次の区分により，該当するコードを入力する。

見通し距離とは，踏切道における最縁端軌道の中心線と道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上 5 m の地点における 1.2m の高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。

| コード | 区分     | コード | 区分     |
|-----|--------|-----|--------|
| 1   | 50m未満  | 5   | 250m未満 |
| 2   | 100m未満 | 6   | 300m未満 |
| 3   | 150m未満 | 7   | 300m以上 |
| 4   | 200m未満 |     |        |

(例図)



(起点側)

(ア) 右見通し距離

(イ) 左見通し距離

(終点側)

(ウ) 左見通し距離

(エ) 右見通し距離

(15) 道路交差点距離

踏切道の起終点から 50m以内にある道路交差点（立体交差を除く）を対象とし，起

点側・終点側別に踏切道の起点（終点）から道路交差点までの距離を入力する。

ア 対象道路交差点がない場合は、スペースとする。

イ スペースでない登録済みデータをスペースにしたい場合は「00」を入力すること。

(16) 遮断時間

調査期日（4月1日、ただし休日にあたる場合は、翌日）における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を入力する。

遮断時間は、1日に生ずる遮断時間とし、分単位で入力する。遮断時間は、測定値を原則とする。ただし、実測が困難な場合は、次式により算出したものでよいものとする。

（算式）1日の列車通行回数×1分＝遮断時間

（立体横断歩道施設調書）

第25条 電算入力票のうち踏切道調書の記入は、次に定めるところによる。

(1) 作成方法

路線単位に作成する。

(2) 形式

該当するコードを入力する。

| コード | 区分    |
|-----|-------|
| 1   | 階段式   |
| 2   | スロープ式 |
| 3   | 押上げ式  |

(3) 名称

ア 漢字で入力する。（全角11文字）

イ 枠内に入らない場合は、適宜略省入力する。

(4) 建設年次

| コード | 区分 |
|-----|----|
| M   | 明治 |
| T   | 大正 |
| S   | 昭和 |
| H   | 平成 |
| R   | 令和 |

(例) 昭和30年

↓

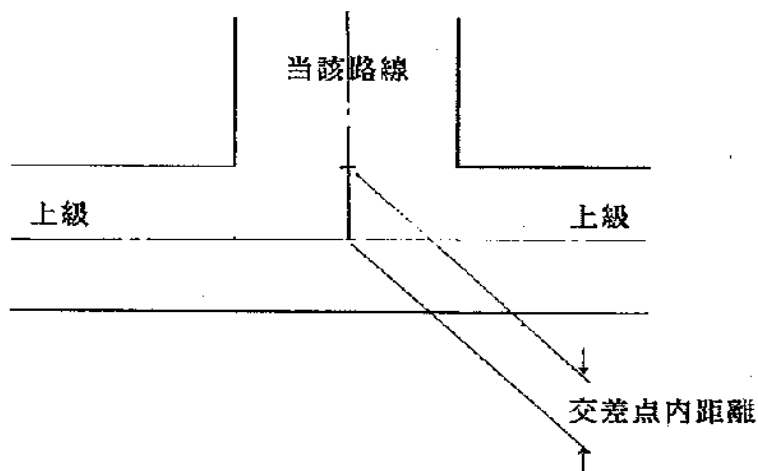
S. 30

- (5) 延長  
0.1m単位で入力する。
- (6) 幅員  
0.1m単位で入力する。
- (7) 照明施設・排水ポンプ  
当該施設の有・無（種別は問わない）を，コードで入力する。

（重用調書）

第26条 電算入力票のうち重用調書の記入は，次に定めるところによる。

- (1) 作成方法
  - ア 上級路線が市管理道路の場合に作成する。
  - イ 路線単位に作成する。
  - ウ 重用上級路線ごとに1行を使用し，作成する。
  - エ 起点側より作成する。
  - オ 十字路の重用（当該路線の中心線が，上級路線の中心線と点でしか交わらない重用）は，交差点内距離のみである。
- (2) 区間番号・区間順序番号  
当該路線の重用における起点側図面番号，区間順序番号及び終点側図面番号，区間順序番号を入力する。
- (3) 重用路線起点側  
当該路線の起終点方向による起点側であり，上級路線の起終点ではない。
  - ア 図面番号・区間順序番号  
当該重用における起点側の重用交差点の上級路線の「交差点」図面番号・区間順序番号を入力する。
  - イ 交差点内距離  
当該路線の中心線が，上級路線の中心線と重ならない区間の延長を入力する。



(4) 重用路線終点側

ア 図面番号・区間順序番号

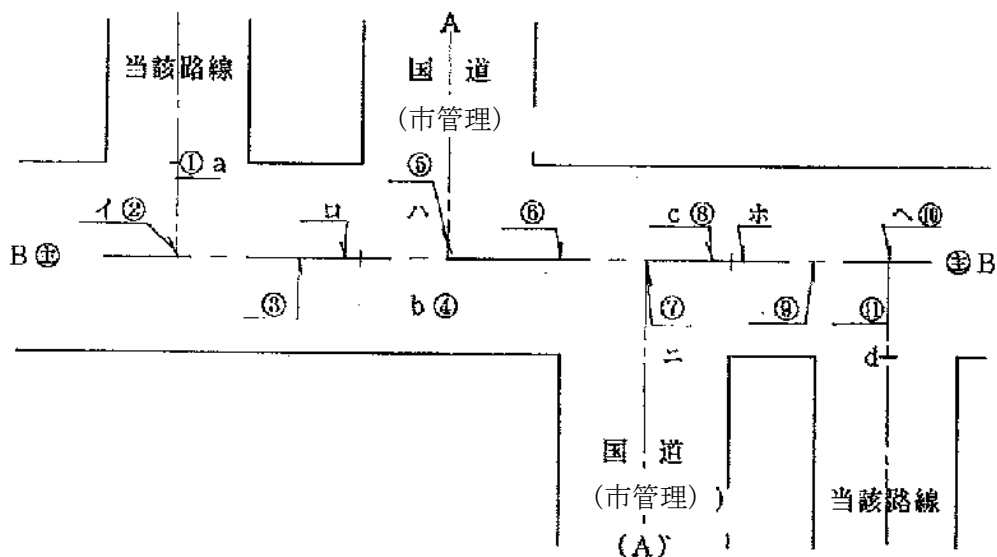
当該重用における終点側の重用交差点の上級路線の「交差点」図面番号・区間順序番号を入力する。

イ 十字路等の重用の場合は重用路線終点側の図面番号・区間順序番号の入力は不要である。

(5) 重用が、2路線以上にわたって重用している場合の取扱い。

ア 上級路線が、すべて市管理の場合

(7) 起点側より、上級路線ごとに入力する。



イ～ヘ 上級路線区間順序番号

①～⑪ 当該路線区間順序番号

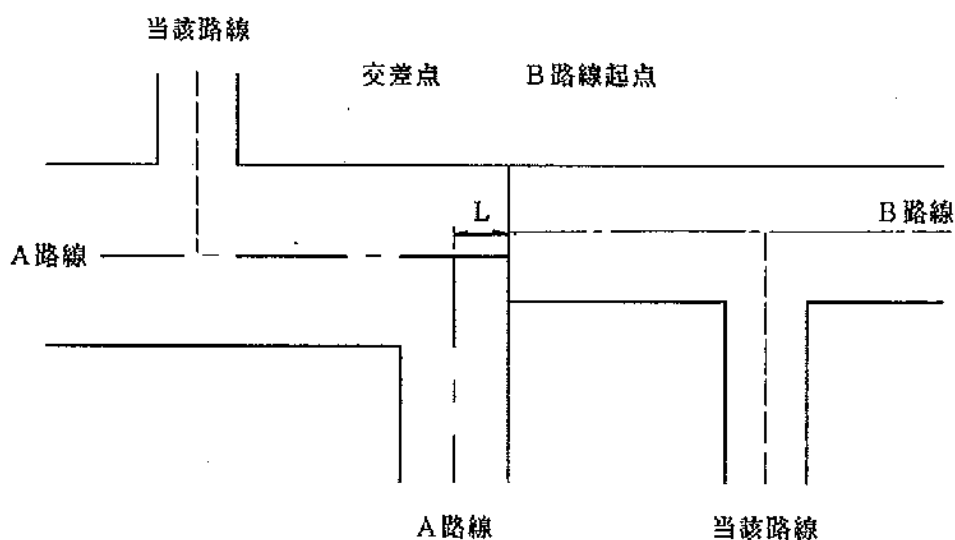
a～d 交差点内距離

この場合、3行を使って入力する。

|     | 当該路線 |   | 上級路線 |   |     |   |
|-----|------|---|------|---|-----|---|
|     |      |   | 起点側  |   | 終点側 |   |
| 1行目 | ①    | ③ | イ    | a | ロ   | 0 |
| 2行目 | ④    | ⑧ | ハ    | b | ニ   | c |
| 3行目 | ⑨    | ⑪ | ホ    | 0 | ヘ   | d |

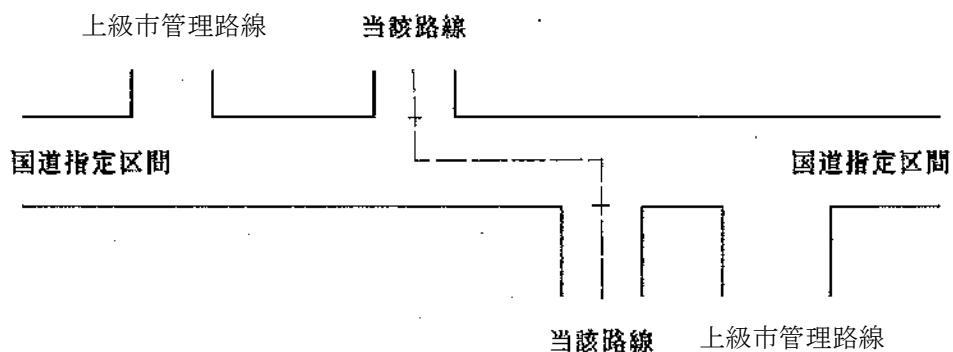
(イ) 交差点内距離は、上級路線の交差点内距離を入力する。交差点内距離がない場合は、「0」を入力する。

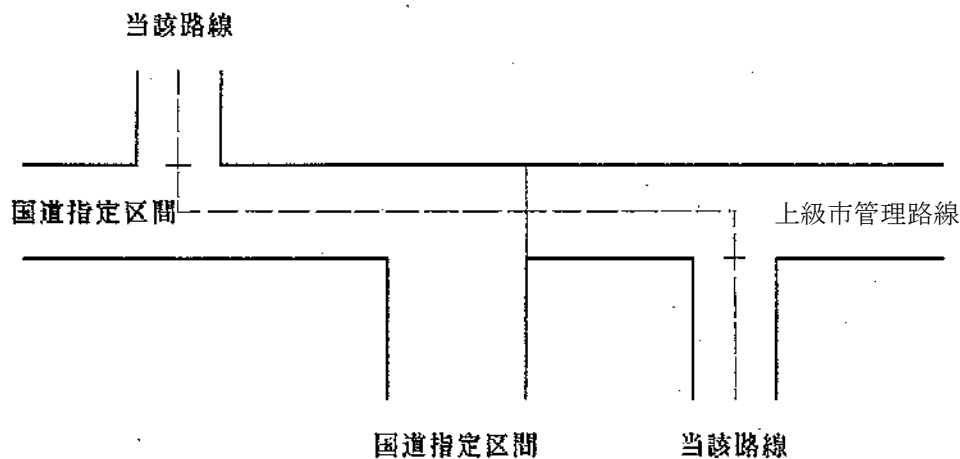
(ウ) 下図のように上級路線が接している場合は、Aの路線に対する終点側はA路線のB路線との交差点順序番号を入力する。その場合、A路線の交点からB路線の起点までの距離LをA路線の終点側に対する「交差点内距離」とし、B路線の起点側に対する「交差点内距離」は「0」を入力する。



イ 上級路線の一部が一般国道指定区間の場合

重用上級路線に指定区間を含む場合は、指定区間の重用調票の入力は要しない。(入力は不可能である。) 下図のパターンあり。





(抹消調書)

第27条 電算入力票のうち抹消調書の記入は、次に定めるところによる。

- (1) 現在の道路台帳調書を補正する場合に作成する。
- (2) 更新区分

コード表は、第27条(1)参照

ア 管理区分による抹消とは、一般国道指定区間又は市町村道等への管理移管による場合である。

移管先により「13」～「16」の更新区分を用いる。

イ 改良維持工事による抹消とは、道路管理者が行った工事のみではなく、個人が行った工事による補正も含む。

ウ 台帳整備による抹消とは、道路台帳附図の再整備による補正のみでなく、路線の再編成による抹消も含む。

エ 錯誤等による抹消とは、調書の入力ミスを補正する場合等、上記ア～ウに該当しない補正の場合に行う。

- (3) 抹消方法

ア 全線の抹消

起点・終点の区間順序番号を入力する。なお、この場合には路線調書(様式-A)及び路線起終点調書(様式-B)においても該当路線の路線調書及び起終点調書を抹消しなければならない。

イ 一部区間の抹消

抹消する区間の起点・終点の区間順序番号を入力する。なお、抹消する区間が1図面すべてで、かつその図面が補正により消滅する場合には、路線起終点調書(様式-B)により当該図面を抹消しなければならない。

また、抹消区間に構造物調書(様式-D～H)が存在する場合には、道路施設現

況調書と同時に抹消されるので、再入力しなければならない。

ウ 一区間のみの抹消

当該区間を起点側抹消区間欄及び終点側抹消区間に入力する。

エ 構造物調書の抹消

抹消調書により、道路施設現況調書の構造物区間すべてを抹消することにより構造物調書を抹消することができる。

構造物調書のある一部分を補正する場合にあっても、道路施設現況調書及び構造物調書は一度抹消した後に再入力しなければならない。

(一括更新調書)

第28条 電算入力票のうち一括更新調書の記入は、次に定めるところによる。

- (1) 道路施設現況調書(様式-C)で入力した改良・路面・地域区分・雪寒コードのみを補正する場合に作成する。
- (2) 混雑度・特別立法A, B・バスコードを入力する場合に作成する。
- (3) 更新区分

| 更新コード | 新コード   |        |        |        |        |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 1      | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 9      | 0      |
| 改良    | 1<br>1 | 1<br>2 |        |        |        |        |        |        |
| 路面    | 2<br>1 | 2<br>2 | 2<br>3 | 2<br>4 | 2<br>5 | 2<br>6 | 2<br>9 |        |
| 地域区分  | 3<br>1 | 3<br>2 | 3<br>3 | 3<br>4 |        |        |        |        |
| 雪寒    | 4<br>1 | 4<br>2 |        |        |        |        |        |        |
| 混雑度   | 5<br>1 |        |        |        |        |        |        | 5<br>0 |
| 特別立法A | 6<br>1 |        |        |        |        |        |        | 6<br>0 |
| 特別立法B | 7<br>1 |        |        |        |        |        |        | 7<br>0 |
| バス    | 8<br>1 | 8<br>2 | 8<br>3 |        |        |        |        | 8<br>0 |

更新コードの10の位は更新するコードを表わし、1の位は更新後の新コードを表わす。

(4) 混雑度コード

|                      |   |
|----------------------|---|
| 交通センサスにおいて混雑度が1以上の区間 | 1 |
| 交通センサスにおいて混雑度が1未満の区間 | 0 |

(5) 特別立法A, Bコード

|            |   |
|------------|---|
| 特別立法の指定区間  | 1 |
| 特別立法の指定区間外 | 0 |

(6) バスコード

|          |   |
|----------|---|
| 生活幹線バス路線 | 1 |
| 定期バス路線   | 2 |
| スクールバス路線 | 3 |
| 上記以外     | 0 |

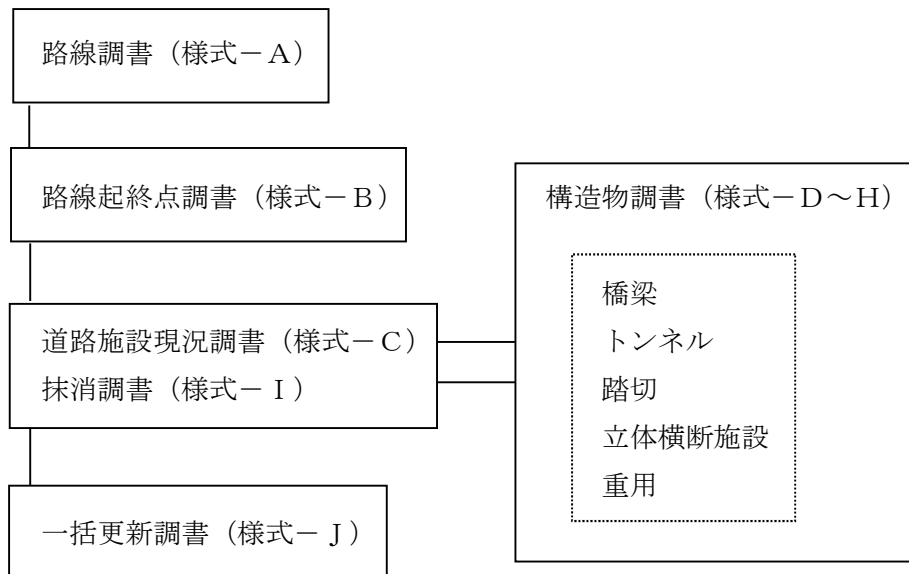
(7) 更新調書作成の注意事項

同一区間において複数コードの一括更新はできない。

(更新方法)

第29条 各調書の更新方法は、次に定めるところによる。

(1) 各調書の位置付け



(2) 各調書の働き

- ア 路線調書により路線番号と路線名を関係付け、さらにその路線の認定及び供用開始等に関するデータを入力する。
- イ 路線起終点調書により当該路線の道路台帳附図の図面配列を起点より指定し、さらに路線の起終点の地名及び通過市区町村を入力する。
- ウ 道路施設現況調書により各区間の詳細データを入力する。
- エ 構造物調書により構造物に関する詳細データを入力する。

(3) 各調書の更新方法

- ア 路線調書及び路線起終点調書により入力したデータの更新は、その調書により更新する。
- イ 道路施設現況調書により入力したデータは、抹消調書により1度抹消を行った後に更新する。  
なお、この抹消区間に構造物調書が存在していた場合には、抹消調書によりこれらのデータも同時に抹消されるので注意すること。
- ウ 構造物調書により入力したデータは、抹消調書により道路施設現況調書を抹消することによりその区間の構造物調書も抹消されるので、抹消調書で抹消後構造物調書を補正し、さらに道路施設現況調書を再入力する。

(4) 更新調書の処理方法

電算機の内部においては、次の3段階に分けて処理を行う。

- ア 路線調書において路線番号欄の新旧に入力があり、かつ新旧の路線番号が異なるものの更新
- イ 上記以外の路線調書及び路線起終点調書、道路施設現況調書、構造物調書、抹消調書の更新
- ウ 一括更新調書の更新

(5) 更新順序

(4)イの場合の更新する調書の順番は、次のとおりである。

- 抹消調書（様式-I）
- 道路施設現況調書（様式-C）
- 構造物調書（様式-D～H）
- 路線起終点調書（様式-B）
- 路線調書（様式-A）

(6) 更新時の入力票作成時の注意事項

路線再編等の場合で、図面が補正前と補正後で属する路線が異なる場合には、(5)の処理順番により更新前の路線により、道路施設現況調書・抹消調書・構造物調書を作成する。

附 則

この仕様書は、平成20年12月24日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成21年7月7日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成23年7月12日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成27年7月8日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和2年6月5日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和5年4月21日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和6年4月17日から適用する。

附 則

この仕様書は、令和8年4月1日からデジタル化実施済み地区に適用する。